

官報

号外 昭和四十六年五月十四日

第六十五回 衆議院會議録 第三十号

昭和四十六年五月十四日(金曜日)

議事日程 第二十六号

昭和四十六年五月十四日

午後二時開議

第一 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

児童手当法案(内閣提出)

視能訓練士法案(内閣提出、参議院送付)

採石法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)

午後二時三十分開議

○副議長(荒松清十郎君) これより会議を開きます。

日程第一 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(荒松清十郎君) 日程第一、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十六年三月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

(農業災害補償法の一部改正)

第一条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項本文中「市町村」を「又は二以上の市町村」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」、「市町村の区域」を「この区域」に改める。

第十三条の二第二項中「牛又は馬に係るを削り、「その三分の一」を「牛又は馬に係るものに

あつてはその五分の二、種豚に係るものにあつてはその三分の一」に改め、同条第二項中「乳牛の雌及び第百十一条第一項の肉用牛」の養畜の業務の規模を「乳牛の雌に係る養畜の業務の規模」に改め、「範囲内にあるもの」の下に「又は組合員等でその営む第百十一条第一項の肉用牛に係る養畜の業務の規模が政令で定める最高規模以下のものを加え、「政令の定めるところにより、当該養畜の業務の規模に応じ、その五分の二又は」を「その」に改め、同条第三項を次のように改める。

国庫は、主として自給飼料以外の飼料により乳牛の雌を飼養する組合員等であつて政令で定める基準に該当するものが当該乳牛の雌に係る第百十一条の五の包括共済関係に關し支払うべき共済掛金については、その三分の一に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を負担する。

第十三条の二第四項中「牛又は馬に係るを削り、「死亡」とさつによる死亡を除く。以下同じ。及び雇用による損害に対応する部分の二分の一」を「牛又は馬に係るものにあつてはその五分の二、種豚に係るものにあつてはその三分の一」に改める。

第十六条第一項中「但し」を「ただし」に、「及び夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭及び晩秋蚕繭」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「若しくは夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭若しくは晩秋蚕繭」に、「前項但し書」を「前項ただし書」に改め、同条第三項中「若しくは夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭若しくは晩秋蚕繭」に、「第一項但し書」を「第一項ただし書」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会は、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その組合員に対して、当該組合員の組合員等の数に基づき、二個以上の議決権及び役員を選挙権を与えることがで

きる。

第二十三条第七項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「乃至第四項」を「から第四項まで」に改める。

第三十条第三項中「候補者の推薦」の下に「又は立候補」を加える。

第三十一条第四項中「行ふ」を「行なう」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、役員候補者が選挙すべき役員の数以内であるときは、定款の定めるところにより、投票を省略することができる。

第三十一条第五項中「一人」の下に「(第十七条第二項の規定によりその組合員に対して二個以上の選挙権を与える農業共済組合連合会にあつては、選挙権一個)」を加え、同項の次に次の一項を加える。

定款で定める投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合、当該候補者)を当選人とする。

第四十二条の次に次の二条を加える。

第四十二条の二 農業共済団体は、参事を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。参事の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

九二二

は、理事は、当該参事の解任の可否を決しな
ければならない。

理事は、前項の可否を決する日の七日前ま
でに当該参事に対して第二項の書面を送付
し、かつ、弁明する機会を与えなければなら
ない。

第四十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、
同項第二号中「事務費」を「第八十七条第一項第
百三十二条において準用する場合を含む。」若し
くは第三項又は第八十七条の二第一項の規定に
よる賦課金」に改め、同条第二項を削る。

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 次の事項は、総組合員の半数
以上が出席し、その議決権の三分の二以上の
多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 農業共済団体の解散

三 農業共済組合の合併

第四十五条の二 第一項本文中「代るべき」を
「代わるべき」に改め、同項ただし書及び各号を
削り、同条第四項前段中「第四十三条第二項及
び第四十四条並びに民法第六十四条及び第六十
六条の規定」を「總會に関する規定」に、乃至第
八項を「から第九項まで」に改め、同項後段を
削り、同条に次の一項を加える。

總代会においては、前項の規定にかかわら
ず、總代の選挙及び解散の議決をすることが
できない。

第四十六条第二項を削る。

第四十八条第二項を削る。

第五十一条第三項中「第四十三条第二項」を
「第四十四条の二」に改める。

第八十四条第一項中「因つて」を「よつて」に改
め、同項第一号中「因る」を「よる」に改め、同項
第二号中「及び夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭及び晩
秋蚕繭」に、「噴火に因る災害及び病虫害を」噴
火による災害、火災、病虫害及び獣害に、「に
因る災害及び病虫害に因る」を「による災害及び

病虫害による」に改め、同項第三号中「死亡」の
下に「(と殺による死亡を除く。以下同じ。)」を
加える。

第八十五条第十項及び第八十五条の二第三項
中「第四十三条第二項」を「第四十四条の二」に改
める。

第八十五条の二 第一項中「第八十七条の二」
を「第八十七条の三」に改める。

第八十七条の二 第一項中「前条第一項若しく
は第三項」を「第八十七条第一項若しくは第三項
若しくは前条第一項」に改め、同条を第八十七
条の三とし、第八十七条の次に次の一条を加え
る。

第八十七条の二 第二百二条第一項の無事故調整
金を交付する組合等は、定款等の定めるところ
により、その交付に充てる費用を組合員等
に賦課することができる。

前項の規定による賦課金の賦課について
は、前条第二項の規定を準用する。

第八十八条中「共済掛金若しくは」を「共済掛
金」に改め、「第三項」の下に「若しくは第八十
七条の二第一項」を加え、「払戻を受ける権利」
を「払戻しを受ける権利、第二百二条第一項の無
事故調整金の交付を受ける権利」に、「行わな
い」を「行わない」に、「因つて」を「よつて」に
改める。

第九十条中「又は第三項」を「若しくは第三項
又は第八十七条の二第一項」に、「以て」を「もつ
て」に改める。

第一百条中「行ふ」を「行なう」に改め、「次条」の
下に「及び第二百二条第二項」を加え、「終を」終
りに、「命令」を「省令」に改める。

第二百二条中「責を」責めに、「命令」を「省令」
に、「共済掛金の一部に相当する金額を払い戻
すことができる」を「その支払った共済掛金に相
当する金額の範囲内において一定の金額を無事
故調整金として交付することができる」に改
め、同条に次の一項を加える。

無事故調整金を交付する組合等は、その交
付に充てるため、省令の定めるところによ
り、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積
み立てなければならない。

第一百六条第一項を次のように改める。

農作物共済の共済金額は、政令で指定する
共済目的の種類に係るものにあつては次の各
号のいずれかに掲げる金額であつて組合等が
定款等で定めるものとし、その他の共済目的
の種類に係るものにあつては第一号に掲げる
金額とする。

一 共済目的の種類ごと及び共済目的の種類
たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、単
位当たり共済金額に、当該耕地の当該共済
目的の種類に係る第九十九条第五項の規定に
より定められる基準収獲量の百分の七十に
相当する数を乗じて得た金額

二 共済目的の種類ごと及び組合員等ごと
に、単位当たり共済金額に、当該組合員等
が当該共済目的の種類たる農作物の耕作を
行なう耕地ごとの当該共済目的の種類に係
る第九十九条第五項の規定により定められる
基準収獲量の合計の百分の八十に相当する
数を乗じて得た金額

第一百六条第二項中「前項」を「前項第一号及び
第二号」に、「単位当たり」を「単位当たり」に改め、
同条第四項中「単位当たり」を「単位当たり」に、
「二分の一」を「百分の六十」に改める。

第一百八条第五項中「五年」を「三年」に改める。

第一百九条第一項中「農作物共済」を「次項に規
定する農作物共済以外の農作物共済」に改め、
「いづれものとする」の下に「次項において同じ。」
を加え、「第一百六条第一項の単位当たり」を「第百
六条第一項第一号の単位当たり」に改め、同条
第四項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、
「及び前項の単位当たり」を「並びに前項の単位当
たり」に改め、同条第一項の次に次の一項を加
える。

組合等は、第一百六条第一項第二号に掲げる
金額を共済金額とすることを定款等で定めた
共済目的の種類に係る農作物共済について
は、共済目的の種類ごと及び組合員等ごと
に、当該組合員等が当該共済目的の種類たる
農作物の耕作を行なう耕地ごとの共済事故に
よる共済目的の減収量の合計が当該耕地ごと
の当該共済目的の種類に係る基準収獲量の合
計の百分の二十をこえた場合に、第一百六条第
一項第二号の単位当たり共済金額に、そのこ
えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金
額に相当する金額を共済金として当該組合等
に支払うものとする。

第一百十条中「左の」を「次の」に改め、同条第一
号中「直播」を「直播」に、「夫々」を「それぞれ」に
改め、同条第二号中「夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭」に
ついては桑の発芽期から初秋蚕期の収繭をする
に至るまでの期間、晩秋蚕繭」に改める。

第一百十一条の二 第二項中「第四十三条第二項」
を「第四十四条の二」に改める。

第一百十一条の八 第一項中「第十三条の二 第三
項第一号の者」を「主として自給飼料以外の飼料
により乳牛の雌を飼養する組合員等であつて第
十三条の二 第三項の政令で定める基準に該当す
るもの」に改める。

第一百五条第一項中「乃至第四項」を「から第
四項まで」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一
号中「次号において」を「以下この号及び次号に
おいて」に改め、「傷害による損害」の下に「疾
病及び傷害の診療に要する費用の一部で適正な
診療の確保に資するため共済金の支払の対象と
しないことを相当とするものとして省令で定め
るものを除く。次号において同じ。」を加え、
同項第三号中「損害に該当する共済掛金標準率
丙」を「損害(異常事故に該当する疾病の診療に
要する費用の一部で適正な診療の確保に資する
ため共済金の支払の対象としないことを相当と
するものとして省令で定めるものを除く。)に対

応する共済掛金標準率丙に改める。

第百十六条第一項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「命令」を「省令」に改め、同項第二号中「因つて」を「よつて」に改め、「損害」の下に「当該共済事故に係る診療に要する費用のうち、前条第一項第一号又は第三号の省令で定めるものに該当するものを除く。」を加える。

第百二十三条第二項中「命令の定める所」を「省令の定めるところ」に、「前項第三号」を「前項第二号及び第三号」に、「代るべき」を「代わるべき」に改める。

第百二十五条第四項中「第一項第三号の金額」を「第一項第二号の金額及び同項第三号の金額」に改める。

第百三十二条中「第八十七条の二第一項」を「第八十七条の三第一項」に、「乃至第九十一条」を「から第九十一条まで」に、「乃至第九十八条の二」を「から第九十八条の二まで」に、「乃至第百二条」を「から第百二条まで」に改める。

第百四十二条中「第八十七条の二第六項」を「第八十七条の三第六項」に、「乃至第九十条」を「から第九十条まで」に改める。

第百四十七条中「左の」を「次の」に改め、同条第七号中「の規定」を「又は第四十二条の三第四項の規定」に改め、同条第十二号中「又は第百一条」を「第百一条（第百三十二条において準用する場合を含む。）又は第百二条第二項」に改める。

第百五十条の二を第百五十条の三とし、第百五十条の次に次の一条を加える。

第百五十条の二 次の耕地に該当する耕地（以下新規開田地等という。）において行なう水稻の耕作は、第十五条第一項第一号及び第十六

条第一項ただし書の規定の適用については、

米穀の需給事情にかんがみ、当分の間、その耕作を行なう者の水稻の耕作の業務に含まれないものとする。ただし、都道府県知事が、その耕地の造成の経緯その他の事情に照らしその者が当該耕地を水稻の耕作の目的に供することにつき省令で定めるやむをえない事由が存するものと認めて指定した新規開田地等において行なう水稻の耕作については、この限りでない。

一 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第号）の施行の日以後にその造成が完了した耕地

二 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律の施行の際現に耕地である土地であつて、その施行の日の前省令で定める一定年間に於いて水稻の耕作が行なわれたことのないもの

第百四条又は第百四条の二第三項の場合において、これらの規定により組合等との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稻のうち新規開田地等（前項ただし書の規定により都道府県知事が指定したものを除く。以下この項において同じ。）において耕作されるものがあり、又はその者の業務とする耕作に係る水稻のすべてが新規開田地等において耕作されるものであるときは、当該水稻については、米穀の需給事情にかんがみ、当分の間、その者と当該組合等との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

別表第一号の表中

〇・〇四をこえ、〇・〇七以下の部分
〇・〇七をこえ、〇・一以下の部分
〇・一をこえ、〇・二以下の部分
〇・二をこえ、〇・三以下の部分
〇・三をこえる部分

〇・〇四をこえる部分

別表第二号の表中

〇・一五をこえ、〇・二以下の部分
〇・二をこえ、〇・三以下の部分
〇・三をこえる部分

〇・一五をこえる部分

別表第三号の表中

〇・一二をこえ、〇・二以下の部分
〇・二をこえ、〇・三以下の部分
〇・三をこえる部分

〇・一二をこえる部分

（農業共済基金法の一部改正）

第二条 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業共済組合連合会の保険収支」を「保険事業及び共済事業の収支」に、「その保険金」を「保険金及び共済金」に改める。

第三十三条中「左の」を「次の」に、「行」を「行なう」に改め、同条第一号中「保険金」の下に「又は共済金」を、「会員」の下に「又は会員の会員たる農業共済組合若しくは共済事業を行なう市町村（農業災害補償法第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村をいう。以下同じ。）（以下「会員等」と総称する。）」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第二号中「保険金」の下に「又は共済金」を加え、「会員」を「会員等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 基金は、前項の規定により行なう業務に必要な資金に充てるため、会員等から金銭の寄託を引き受けることができる。

第三十四条第二項中「貸付」を「貸付け」に改め、「元利金の回収の方法」の下に「金銭の寄託の引受けの条件」を加える。

第三十五条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「行」を「行なう」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基金は、連合会に対し、省令の定めるところにより、当該連合会の会員たる農業共済組合（以下「組合」という。）又は共済事業を行なう市町村に係る資金の貸付け又は債務の保証の業務の一部を委託することができる。

第三十五条に次の一項を加える。

5 連合会は、農業災害補償法第二百一条の規定による保険事業及び同法第二百三十二条の二第一項の規定による共済事業のほか、第二項の規定により委託された業務を行なうことができる。

第三十六条第一項中「会員」を「会員等」に、「貸付」を「貸付け」に改め、「保険金」の下に「又は共済金」を加え、同条第二項中「会員」を「会員等」に、「当該会員」を「当該会員等」に改める。

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

九二四

に改め、同条第一項中「損失てん補準備金」を「損失てん補準備金」に改め、同条第二項中「てん補」を「てん補」に改める。

第四十一条第一項中「第三十五条第一項の下に「若しくは第二項を加え、但しをただし」に改める。

第四十五条の見出し及び同条第一項中「きよ出金」を「きよ出金」に改め、同条第二項中「きよ出金」を「きよ出金」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「農業災害補償法第八十七条の二第一項」を「農業災害補償法第八十七条の三第一項」に、「きよ出金」を「きよ出金」に改め、同条第四項中「きよ出金」を「きよ出金」に改める。

第四十六条の見出し中「きよ出金」を「きよ出金」に改め、同条第一項中「きよ出金」を「きよ出金」に、「きよ出金」を「きよ出金」に改め、同条第二項中「きよ出金」を「きよ出金」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「農業災害補償法第八十七条の二第一項」を「農業災害補償法第八十七条の三第一項」に改める。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第四十八条の見出しを「きよ出金払いもどし準備金」に改め、同条第一項中「前条第三項の規定により納付された特別きよ出金をきよ出金払いもどし準備金として」を「毎事業年度、省令の定めるところにより、きよ出金払いもどし準備金をに改め、同条第二項中「きよ出金払いもどし準備金」を「きよ出金払いもどし準備金」に改める。

第四十九条の見出し中「きよ出金」を「きよ出金」に改め、同条第一項中「終」を「終」に、「きよ出金」又は特別きよ出金を「きよ出金」に改め、同条第二項中「又は特別きよ出金」を削り、同条第三項中「第四十七条第二項の市町村」を「共済事業を行なう市町村」に改め、「又は当該組合若しくは当該市町村に納付した特別きよ出金」を削り、同条第四項中「第四十七条第二項の市町

村」を「共済事業を行なう市町村」に改め、同条第五項中「当該組合」の下に「又は市町村」を加え、同条第六項中「きよ出金払いもどし準備金」を「きよ出金払いもどし準備金」に改める。

第五十条の二中「左」を「次に」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」の下に「若しくは第二項を加える。

第五十三条中「左」を「次の」に改め、同条第一号中「又は第四十七条第四項」を削り、同条第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中農業災害補償法第十六条、第八十四条第一項第二号、第六十六条、第八八条から第九十条まで、第二百三十三条第二項及び第二百三十五条第四項の改正に係る部分並びに附則第二項、第三項及び第五項の規定は、同年二月一日から施行する。

(農作物共済に係る新農業法の適用に関する経過措置)

2 改正後の農業災害補償法(以下「新農業法」という。)第六十六条第一項及び第二項、第九十九条第一項、第二項及び第五項並びに別表の規定は、水稻及び陸稲については昭和四十七年産のものから、麦については昭和四十八年産のものから適用するものとし、昭和四十六年以前の年産の水稻及び陸稲並びに昭和四十七年以前の年産の麦については、なお改正前の農業災害補償法(以下「旧農業法」という。)第六十六条第一項及び第二項、第九十九条第一項及び第四項並びに別表の規定の例による。

(蚕繭共済に係る新農業法の適用に関する経過措置)

3 新農業法第八十四条第一項第二号(新農業法第八十五条の七において準用する場合を含む。)、第六十六条第四項、第九十条及び第二百三十三条第二項(新農業法第二百三十五条第四項にお

いて準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十七年産の蚕繭から適用するものとし、昭和四十六年以前の年産の蚕繭については、なお旧農業法第八十四条第一項第二号(旧農業法第八十五条の七において準用する場合を含む。)、第六十六条第四項、第九十条及び第二百三十三条の規定の例による。

(家畜共済に関する経過措置)

4 この法律の施行前に開始し、この法律の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する共済掛金の国庫負担、共済掛金率及び共済金については、なお従前の例による。

(夏秋蚕繭を共済目的の種類としていない組合等に関する経過措置)

5 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に旧農業法第八十五条第二項前段(旧農業法第八十五条の七において準用する場合を含む。若しくは第七項(旧農業法第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第二号及び第三項において準用する場合を含む。又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその蚕繭共済において夏秋蚕繭をその共済目的の種類としていない組合等(新農業法第十二条第二項の組合等をいう。以下同じ。))は、新農業法第八十五条第二項前段(新農業法第八十五条の七において準用する場合を含む。若しくは第七項(新農業法第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第二号及び第三項において準用する場合を含む。))又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその蚕繭共済において初秋蚕繭及び晩秋蚕繭をその共済目的の種類としていない組合等とみなす。

(きよ出金払いもどし準備金に関する経過措置)

6 改正前の農業共済基金法(以下「旧基金法」という。)第四十八条第一項の規定により積み立てられたきよ出金払いもどし準備金は、改正後の農業共済基金法(以下「新基金法」という。)第四

十八条第一項の規定により積み立てられたきよ出金払いもどし準備金とみなす。

(特別きよ出金に関する経過措置)

7 旧基金法第四十七條第一項又は第二項の規定により納付された特別きよ出金は、新基金法第四十九條の規定の適用については、同法第四十六條第一項の規定により納付されたきよ出金とみなす。

(罰則に関する経過措置)

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農家単位引受け方式の採用に伴う暫定措置)

9 国庫は、当分の間、新農業法第六十六条第一項の政令で指定する共済目的の種類に係る農作物共済の共済金額を同項第二号に掲げる金額とすることを定款等で定めた組合等に対し、当該農作物共済の円滑な実施に資するため、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、補助金を交付することができる。

10 前項の補助金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

(蚕繭共済掛金標準率の改訂の特例)

11 新農業法第八十八条第四項の蚕繭共済掛金標準率の昭和四十七年における設定後最初に行なう一般の改訂は、同条第五項の規定にかかわらず、昭和四十九年において行なうものとする。

(農業災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

12 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第九項及び第十項を削り、第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とし、第十三項を第十一項とする。

(農業共済再保険特別会計法の一部改正)

13 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「補助金」の下に「並ニ農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)附則第九項ノ補助金」を加える。

第二十一條中「農業災害補償法第五十條の第二項」を「農業災害補償法第五十條の第三項」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

理由

最近における農業事情の変化等にかんがみ、需要に即応した農業生産の推進に資するため、農作物共済の共済掛金に係る国庫負担の方式の合理化、家畜共済の共済掛金に係る国庫負担及び蚕繭共済のてん補内容の充実等の措置を講じ、補償の合理化を図るため、農作物共済について農家単位引受け方式を採用することができるとをひらき、並びに共済事業の円滑な実施に資するため、農業共済組合の区域、総代会制度その他につき所要の改善を行ない、及び農業共済基金の業務範囲を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長草野一郎平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔草野一郎平君登壇〕

○草野一郎平君 たいだいま議題となりました内閣提出、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における農作物共済の共済掛金にかかる国庫負担方式の合理化、蚕繭共済及び家畜共済の充実等の措置を講ずるほか、農作物共済において農家単位引受け方式を導入することにも、農業共済団体の組織の整備及び農業共済基金の業務範囲の拡大を行なう等の改正を内容とするものであります。

本案については、五月七日政府より提案理由の説明を聴取し、二回にわたり審査を行ない、五月十三日質疑を終局しました。

次いで、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、農作物共済について、改正案による農家負担額の増加を緩和するため、当分の間、掛け金調整補助を行なう等、数項目にわたる修正が加えられ、政府より、やむを得ざるの旨の意見があり、結局、本案は、多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第三十一條第四項の改正規定を削る。

第一条のうち、第三十一條第五項の改正規定及び同項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第三十一條第五項中「一人」の下に「(第十七條第二項の規定によりその組合員に対して二個以上の選挙権を与える農業共済組合連合会にあつては、選挙権一個)を加える。

第一条のうち、第四十三條の改正規定を次のように改める。

第四十三條第二項を削る。

第一条のうち、第四十五條の二の改正規定中「から第九項まで」を「から第八項まで」に改める。

第一条のうち、第八十五條の十二の改正規定を削る。

第一条のうち、第八十七條の二の改正規定及び同条を第八十七條の三とし、第八十七條の次に一條を加える改正規定を削る。

第一条のうち、第八十八條、第九十條、第一百

条、第二百二條、第二百三十二條及び第四百二十二條のそれぞれ改正規定を削る。

第一条のうち、第四百二十七條の改正規定中「同条第十二号中」又は「第四百一十一條」を「第四百三十二條」において準用する場合を含む。又は「第四百三十二條」に改める。

第二条のうち、第四十五條の見出し及び同条の改正規定中「農業災害補償法第八十七條の二の第一項」を「農業災害補償法第八十七條の第三項」に改める。

第二条のうち、第四十六條の見出し及び同条の改正規定中、同条第三項中「農業災害補償法第八十七條の二の第一項」を「農業災害補償法第八十七條の第三項」に改める。

附則のうち、第十三項中「附則第九項」の下に「及第十二項」を加え、同項を第十六項とし、第九項から第十二項までを三項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の三項を加える。

(農作物共済掛金国庫負担割合の変更に伴う暫定措置)

9 国庫は、当分の間、農作物共済につき、共済目的の種類ごとに、その農作物共済掛金国庫負担割合が旧農作物共済掛金国庫負担割合(旧農作物共済掛金国庫負担割合)に適用して算出される同条第一項の農作物共済掛金国庫負担割合を(新農作物共済掛金国庫負担割合)とし、(新農作物共済掛金国庫負担割合)を(旧農作物共済掛金国庫負担割合)に置き、毎会計年度予算の範囲内において、その支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済掛金に当該組合員等に係る新農作物共済掛金国庫負担割合に置き、当該組合員等(その組合員等が同条第三項の規定によりその区域を二以上の地域に分ける各区域につき共済掛金を定めておける場合にあつては、当該組合員等の住所の存する地域に係る地域基準共済掛金率)及び旧農作物共済掛金国庫負担割合から農作物共済掛金国庫負担割合を差し引いて得た割合を乗じて得た額に相当する額を基礎として、政令で定めるところにより算出される金額の補助金を交付することができる。

10 前項の規定により組合員等に交付すべき補助金は、当該組合員等に交付するに代えて、当該組合員等が組合員等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため当該組合員等に交付し、当該組合員等が農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会に交付する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

一部に充てるため当該農業共済組合連合会に交付し、又は当該農業共済組合連合会が支払うべき再保険料の一部に充てて農業共済再保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。

11 附則第九項の補助金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(荒松清十郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(荒松清十郎君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案の一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

九二六

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次項、次条第一項及び第二項第一項において」を「以下」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

(昭和四十六年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第二条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十五年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和四十六年一月分以後、その額を、第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三二」とあるのは「一・九二八七六」と、同項第二号中「その仮定給料年額」とあるのは「その仮定給料年額で第二条第一項の規定により読み替えられたもの額で別表第一の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額」と、同項第三号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第二条第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

2 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三二」とあるのは「二・〇九〇七六」と、同項第二号中「その仮定給料年額」とあるのは「その仮定給料年額で第二条第一項の規定により読み替えられたもの額で別表第一の六の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額」と、同項第三号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第二条第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の六の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で、昭和四十五年十二月三十一日において現に支給されているもの又は昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについてそれぞれ準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

第三条中「前三条」を「前各条」に改める。

第三条の三の次に次の一条を加える。

(昭和四十六年度における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定)

第三条の四 地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十五年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和四十六年一月分以後、その額を、第三条の二第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・七三七六」とあるのは「一・九二八七六」と、同項第二号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第三条の三第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

給されているものについては、昭和四十六年一月分以後、その額を、第三条の二第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・七三七六」とあるのは「一・九二八七六」と、同項第二号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第三条の三第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

2 地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、第三条の二第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・七三七六」とあるのは「二・〇九〇七六」と、同項第二号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第三条の三第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の六の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

3 第二条の二第三項の規定は前二項の規定により年金額を改定する場合について、第三条の二第三項の規定は前二項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担について準用する。附則第十條中「第五條の三」を「第五條の四」に改める。別表第一の四の次に次の二表を加える。

別表第一の五

別表第一の四の仮定給料年額	仮定給料年額
一六二、五〇〇円	一六五、八〇〇円
一六六、九〇〇	一七〇、四〇〇
一七〇、八〇〇	一七四、四〇〇
一七六、四〇〇	一八〇、〇〇〇
一七九、七〇〇	一八三、四〇〇
一八六、〇〇〇	一八九、八〇〇
一九五、〇〇〇	一九九、〇〇〇
二〇四、五〇〇	二〇八、七〇〇
二二三、七〇〇	二一八、一〇〇
二二三、三〇〇	二二七、九〇〇
二二三、六〇〇	二二七、四〇〇
二四二、一〇〇	二四七、一〇〇
二四八、二〇〇	二五三、三〇〇
二五四、一〇〇	二五九、四〇〇

二六一、一〇〇
二七一、〇〇〇
二七九、四〇〇
二八七、四〇〇
二九七、〇〇〇
三〇六、八〇〇
三二七、三〇〇
三二八、〇〇〇
三三一、四〇〇
三四九、六〇〇
三六〇、六〇〇
三七一、二〇〇
三九二、四〇〇
三九七、九〇〇
四一四、〇〇〇
四三五、五〇〇
四五九、四〇〇
四七一、四〇〇
四八三、〇〇〇
四九九、七〇〇
五〇九、三〇〇
五三七、六〇〇
五五一、六〇〇
五六六、二〇〇
五九四、四〇〇
六二二、九〇〇
六三〇、三〇〇

二六六、五〇〇
二七六、六〇〇
二八五、二〇〇
二九三、四〇〇
三〇三、一〇〇
三二三、一〇〇
三三三、九〇〇
三三四、八〇〇
三四八、四〇〇
三五六、九〇〇
三六八、一〇〇
三七八、八〇〇
四〇〇、五〇〇
四〇六、一〇〇
四二二、六〇〇
四四四、六〇〇
四六八、九〇〇
四八一、二〇〇
四九三、〇〇〇
五一〇、〇〇〇
五一九、八〇〇
五四八、七〇〇
五六三、〇〇〇
五七七、九〇〇
六〇六、七〇〇
六三五、八〇〇
六四三、四〇〇

六五三、八〇〇
六八七、二〇〇
七二〇、三〇〇
七四〇、七〇〇
七六〇、七〇〇
八〇一、一〇〇
八四一、五〇〇
八四九、六〇〇
八八一、六〇〇
九二二、一〇〇
九六二、七〇〇
一、〇〇二、八〇〇
一、〇二八、一〇〇
一、〇五五、二〇〇
一、〇七三、三〇〇
一、一五九、九〇〇
一、一八六、四〇〇
一、二二二、〇〇〇
一、二六四、二〇〇
一、二八八、一〇〇
一、三一六、四〇〇
一、三六八、七〇〇
一、四二五、六〇〇
一、四五四、九〇〇
一、四八二、六〇〇
一、五一一、七〇〇
一、五三九、八〇〇
一、五九六、六〇〇

六六七、三〇〇
七〇一、四〇〇
七三五、二〇〇
七五六、〇〇〇
七七六、四〇〇
八一七、六〇〇
八五八、九〇〇
八六七、一〇〇
八九九、九〇〇
九四一、二〇〇
九八二、六〇〇
一、〇二三、五〇〇
一、〇四九、四〇〇
一、〇七七、〇〇〇
一、一三〇、二〇〇
一、一八三、九〇〇
一、二二〇、九〇〇
一、二三七、一〇〇
一、二九〇、四〇〇
一、三一四、八〇〇
一、三九七、〇〇〇
一、四五五、一〇〇
一、四八五、〇〇〇
一、五一三、三〇〇
一、五四三、〇〇〇
一、五七一、六〇〇
一、六二九、六〇〇

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

九二八

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定給料年額が一六二、五〇〇円に満たないときは、その仮定給料年額に一・八八九六四分の一・九二八七六を乗じて得た額（その額に、五〇円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定給料年額とする。

別表第一の六

別表第一の四の仮定給料年額	仮定給料年額
一六二、五〇〇円	一七九、七〇〇円
一六六、九〇〇	一八四、七〇〇
一七〇、八〇〇	一八九、〇〇〇
一七六、四〇〇	一九五、一〇〇
一七九、七〇〇	一九八、八〇〇
一八六、〇〇〇	二〇五、七〇〇
一九五、〇〇〇	二一五、七〇〇
二〇四、五〇〇	二二六、二〇〇
二一三、七〇〇	二三六、四〇〇
二二三、三〇〇	二四七、〇〇〇
二三三、六〇〇	二五七、三〇〇
二四二、一〇〇	二六七、九〇〇
二四八、二〇〇	二七四、六〇〇
二五四、一〇〇	二八一、二〇〇
二六一、一〇〇	二八八、九〇〇
二七一、〇〇〇	二九九、八〇〇
二七九、四〇〇	三〇九、二〇〇
二八七、四〇〇	三一八、〇〇〇

二九七、〇〇〇	三三八、六〇〇
三〇六、八〇〇	三三九、四〇〇
三一七、三〇〇	三五一、一〇〇
三二八、〇〇〇	三六二、九〇〇
三四一、四〇〇	三七七、七〇〇
三四九、六〇〇	三八六、九〇〇
三六〇、六〇〇	三九九、〇〇〇
三七一、二〇〇	四一〇、六〇〇
三九二、四〇〇	四三四、一〇〇
三九七、九〇〇	四四〇、二〇〇
四一四、〇〇〇	四五八、一〇〇
四三五、五〇〇	四八一、九〇〇
四五九、四〇〇	五〇八、三〇〇
四七一、四〇〇	五二一、六〇〇
四八三、〇〇〇	五三四、四〇〇
四九九、七〇〇	五五二、八〇〇
五〇九、三〇〇	五六三、五〇〇
五三七、六〇〇	五九四、八〇〇
五五一、六〇〇	六一〇、三〇〇
五六六、二〇〇	六二六、四〇〇
五九四、四〇〇	六五七、七〇〇
六二二、九〇〇	六八九、二〇〇
六三〇、三〇〇	六九七、四〇〇
六五三、八〇〇	七二三、四〇〇
六八七、二〇〇	七六〇、三〇〇
七二〇、三〇〇	七九七、〇〇〇
七四〇、七〇〇	八一九、五〇〇
七六〇、七〇〇	八四一、六〇〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定給料年額が一六二、五〇〇円

八〇一、一〇〇	八八六、三〇〇
八四一、五〇〇	九三一、〇〇〇
八四九、六〇〇	九三九、九〇〇
八八一、六〇〇	九七五、五〇〇
九三二、一〇〇	一、〇二〇、三〇〇
九六二、七〇〇	一、〇六五、一〇〇
一、〇〇二、八〇〇	一、一〇九、五〇〇
一、〇二八、一〇〇	一、一三七、五〇〇
一、〇五五、二〇〇	一、一六七、五〇〇
一、一〇七、三〇〇	一、二二五、一〇〇
一、一五九、九〇〇	一、二八三、三〇〇
一、一八六、四〇〇	一、三二二、六〇〇
一、二二二、〇〇〇	一、三四一、〇〇〇
一、二六四、二〇〇	一、三九八、八〇〇
一、二八八、一〇〇	一、四二五、二〇〇
一、三一六、四〇〇	一、四五六、六〇〇
一、三六八、七〇〇	一、五一四、三〇〇
一、四二五、六〇〇	一、五七七、三〇〇
一、四五四、九〇〇	一、六〇九、七〇〇
一、四八二、六〇〇	一、六四〇、四〇〇
一、五一一、七〇〇	一、六七二、六〇〇
一、五三九、八〇〇	一、七〇三、六〇〇
一、五九六、六〇〇	一、七六六、五〇〇
一、六五三、四〇〇	一、八二九、四〇〇
一、六八一、五〇〇	一、八六〇、五〇〇
一、七二〇、四〇〇	一、八九二、四〇〇

別表第二の五

別表第二の四の次に次の二表を加える。

に満たないときは、その仮定給料年額に一・八八九六四分の二・〇九〇七六を乗じて得た額(その額に、五〇円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときはこれを「一〇〇円に切り上げるものとする。」をこの表の仮定給料年額とする。

別表第二の四の仮定給料	仮定給料
一三、五四〇円	一三、八二〇円
一三、九一〇	一四、二〇〇
一四、二三〇	一四、五三〇
一四、七〇〇	一五、〇〇〇
一四、九八〇	一五、二八〇
一五、五〇〇	一五、八二〇
一六、二五〇	一六、五八〇
一七、〇四〇	一七、三九〇
一七、八一〇	一八、一八〇
一八、六一〇	一八、九九〇
一九、三八〇	一九、七八〇
二〇、一八〇	二〇、五九〇
二〇、六八〇	二一、一一〇
二一、一八〇	二一、六二〇
二一、七六〇	二二、二一〇
二二、五八〇	二二、〇五〇
二三、二八〇	二三、七七〇
二三、九五〇	二四、四五〇
二四、七五〇	二五、二六〇
二五、五七〇	二六、〇九〇
二六、四四〇	二六、九九〇
二七、三三〇	二七、九〇〇

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

九三〇

二八、四五〇	二九、〇三〇
二九、一三〇	二九、七四〇
三〇、〇五〇	三〇、六八〇
三〇、九三〇	三一、五七〇
三一、七〇〇	三三、三八〇
三三、一六〇	三三、八四〇
三四、五〇〇	三五、二二〇
三六、二九〇	三七、〇五〇
三八、二八〇	三九、〇八〇
三九、二八〇	四〇、一〇〇
四〇、二五〇	四一、〇八〇
四一、六四〇	四二、五〇〇
四二、四四〇	四三、三二〇
四四、八〇〇	四五、七三〇
四五、九七〇	四六、九二〇
四七、一八〇	四八、一六〇
四九、五三〇	五〇、五六〇
五一、九一〇	五二、九八〇
五二、五三〇	五三、六二〇
五四、四八〇	五五、六一〇
五七、二七〇	五八、四五〇
六〇、〇三〇	六一、二七〇
六一、七三〇	六三、〇〇〇
六三、三九〇	六四、七〇〇
六六、七六〇	六八、一三〇
七〇、一三〇	七一、五八〇
七〇、八〇〇	七二、二六〇
七三、四七〇	七四、九九〇

別表第二の六		備考
別表第二の四の仮定給料	仮定給料	
一三、五四〇円	一四、九八〇円	年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第二の四の仮定給料の額が一三、五四〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・八八九六四分の一・九二八七六を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。
七六、八四〇	七八、四三〇	
八〇、二三〇	八一、八八〇	
八三、五七〇	八五、二九〇	
八五、六八〇	八七、四五〇	
八七、九三〇	八九、七五〇	
九二、二八〇	九四、一八〇	
九六、六六〇	九八、六六〇	
九八、八七〇	一〇〇、九一〇	
一〇一、〇〇〇	一〇三、〇九〇	
一〇五、三五〇	一〇七、五三〇	
一〇七、三四〇	一〇九、五七〇	
一〇九、七〇〇	一一一、九八〇	
一一四、〇六〇	一一六、四二〇	
一一八、八〇〇	一二一、二六〇	
一二一、二四〇	一二三、七五〇	
一二三、五五〇	一二六、一一〇	
一二五、九八〇	一二八、五八〇	
一二八、三二〇	一三〇、九七〇	
一三三、〇五〇	一三五、八〇〇	
一三七、七八〇	一四〇、六三〇	
一四〇、一三〇	一四三、〇三〇	
一四二、五三〇	一四五、四八〇	

一三、九一〇
一四、二三〇
一四、七〇〇
一四、九八〇
一五、五〇〇
一六、二五〇
一七、〇四〇
一七、八一〇
一八、六一〇
一九、三八〇
二〇、一八〇
二〇、六八〇
二一、一八〇
二一、七六〇
二二、五八〇
二三、二八〇
二三、九五〇
二四、七五〇
二五、五七〇
二六、四四〇
二七、三三〇
二八、四五〇
二九、一三〇
三〇、〇五〇
三〇、九三〇
三一、七〇〇
三三、一六〇
三四、五〇〇

一五、三九〇
一五、七五〇
一六、二六〇
一六、五七〇
一七、一四〇
一七、九八〇
一八、八五〇
一九、七〇〇
二〇、五八〇
二一、四四〇
二二、三三〇
二三、八八〇
二三、四三〇
二四、〇八〇
二四、九八〇
二五、七七〇
二六、五〇〇
二七、三八〇
二八、二八〇
二九、二六〇
三〇、二四〇
三一、四八〇
三二、二四〇
三三、二五〇
三四、二二〇
三六、一八〇
三六、六八〇
三八、一八〇

三六、二九〇
三八、二八〇
三九、二八〇
四〇、二五〇
四一、六四〇
四二、四四〇
四四、八〇〇
四五、九七〇
四七、一八〇
四九、五三〇
五一、九一〇
五二、五三〇
五四、四八〇
五七、二七〇
六〇、〇三〇
六一、七三〇
六三、三九〇
六六、七六〇
七〇、一三〇
七〇、八〇〇
七三、四七〇
七六、八四〇
八〇、二三〇
八三、五七〇
八五、六八〇
八七、九三〇
九一、二八〇
九六、六六〇

四〇、一六〇
四二、三六〇
四三、四七〇
四四、五三〇
四六、〇七〇
四六、九六〇
四九、五七〇
五〇、八六〇
五二、二〇〇
五四、八一〇
五七、四三〇
五八、一二〇
六〇、二八〇
六三、三六〇
六六、四二〇
六八、二九〇
七〇、一三〇
七三、八六〇
七七、五八〇
七八、三三〇
八一、二九〇
八五、〇三〇
八八、七六〇
九二、四六〇
九四、七九〇
九七、二九〇
一〇二、〇九〇
一〇六、九四〇

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

九三二

九八、八七〇	一〇九、三八〇
一〇一、〇〇〇	一一一、七五〇
一〇五、三五〇	一二六、五七〇
一〇七、三四〇	一二八、七七〇
一〇九、七〇〇	一二一、三八〇
一一四、〇六〇	一二六、一九〇
一一八、八〇〇	一三一、四四〇
一二一、二四〇	一三四、一四〇
一二三、五五〇	一三六、七〇〇
一二五、九八〇	一三九、三八〇
一二八、三二〇	一四一、九七〇
一三三、〇五〇	一四七、二二〇
一三七、七八〇	一五二、四五〇
一四〇、一三〇	一五五、〇四〇
一四二、五三〇	一五七、七〇〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第二の四の仮定給料の額が一三、五四〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・八八九六四分の二・〇九〇七六を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第三号中「子、父母、孫及び祖父母で、」を並びに子、父母、孫及び祖父母で」に改める。

第七十八條第二項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第八十二條第三項中「九万六千円」を「十一万四千元」に改める。

第九十三條第二項及び第三項中「十万五千六

百元」を「十一万五千二百円」に改める。

第四百十四條第三項及び第四百四條第四項中「十五万円」を「十八万五千元」に改める。

第二百五條第三項中「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 団体等は、団体共済組合員が団体共済組合に対して支払うべき第二百二條の四第一項第四号の貸付金に係る償還金があるときは、当該団体共済組合員に支給すべき給付から当該償還金に相当する金額を控除して、これを当該団体共済組合員に代わつて団体共済組合に

払い込まなければならない。

附則第十一條第五項中「承継するものとする」を「承継するものとし、当該一部事務組合を組織してゐた市町村は、当該一部事務組合の解散の日前に係る同項各号に掲げる費用で市町村職員共済組合に払込みがされてゐないもの及び同日以後に係る同項第二号に掲げる費用を自治省令で定めるところにより負担するものとする」に改める。

附則第三十六條の見出し中「廃置分合」を「廃置分合等」に改め、同条中「廃置分合に伴う組合の」を「廃置分合その他これに準ずる処分に伴う組合又は共済会の」に改める。

附則第三十七條の見出し中「長期給付」を「給付等」に改め、同条中「組織してゐる市が」の下に「指定都市職員共済組合を設立することとなつたとき、又は」を加える。

附則第四十條の次に次の一條を加える。

（組合等が行なう事業の特例）

第四十條の二 組合（連合会を含む。次項において同じ。）又は団体共済組合は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、地方公務員又は団体職員の持家として分譲する住宅の建設及び分譲その他の事業を行なうことができる。

2 組合又は団体共済組合は、前項の規定により行なう事業に係る経理については、福祉事業に係る経理と区分しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定により行なう事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第四の下欄中「一六五、六〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一三五、六〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇五、六〇〇円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する

施行法の一部改正

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4 前項第二号又は第三号に掲げる者に対する恩給組合法の規定による退職年金条列の通算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金については、恩給組合法例又は旧市町村共済法の規定中次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるとおり改正されたものとして、同項の規定を適用する。

一 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号。以下この項において「法律第七十八号」という。）による改正前の法律第八十二号附則第十九條第三項の規定に相当する恩給組合法例又は旧市町村共済法の規定は、恩給組合法例又は旧市町村共済法の規定は、法律第七十八号による改正後の法律第八十二号附則第十九條第三項の規定と同様に改正されたものとする。

二 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第 号。以下この項において「法律第 号」という。）による改正前の法律第八十二号附則第十九條第一項の規定に相当する恩給組合法例又は旧市町村共済法の規定は、恩給組合法例又は旧市町村共済法の規定は、法律第 号による改正後の法律第八十二号附則第十九條第一項の規定と同様に改正されたものとする。

三 厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第四十三号）による改正前の国の新法第七十九條の二第三項の規定に相当する恩給組合法例又は旧市町村共済法の規定は、恩給組合法例又は旧市町村共済法の規定は、法律第 号による改正後の法律第 号による改正後

の国の新法第七十九条の二の規定と同様に改正されたものとする。

第三條の三第一項第五号中「昭和四十五年法律第九十九号」を「昭和四十六年法律第号」に改める。

第七條第一項第四号中「(当該外国政府又は法人に勤務する前の条例在職年が退職料の最短期間を達している者を除く。)」を削り、「(当該外国政府職員又は外国特殊法人職員であつた期間を除く。)」を「(当該外国政府又は法人に勤務しなかつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において職員となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二条に規定する未帰還者であると認められるもの(第十條第四号において「海外にあつた未帰還者」と認められる期間)といふ。)」を含む。のうちに年金条例職員期間及び恩給公務員である職員であつた期間を除いた期間」に改める。

第十條第四号中「勤務していた期間」の下に「(海外にあつた未帰還者であると認められる期間を含む。)」を加え、同條第五号中「職員となつたもの」の下に「(これらの者に準ずるものとして政令で定める者を含む。)」を加え、「(当該外国政府又は法人に)」を「(当該特殊機関に勤務しなかつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において職員となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二条に規定する未帰還者であると認められるものを含む。、当該外国政府又は法人に)」に改める。

第十三條第二項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第二十條第一項中「(合算した期間)」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間)」を

加える。

第四十一條中「十三万五千四百八十六円」を「十六万四千四百六十円」に改める。

第四十二條中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第五十七條第二項中「同條第九項」の下に「又は第十項」を加える。

第二百二十四條第一項中「(昭和二十八年法律第六十一号)」を削る。

第三百三十一條第二項第二号中「勤務していた期間」の下に「(当該外国政府又は法人に勤務しなかつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において職員となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二条に規定する未帰還者であると認められるものを含む。)」を加え、同項第三号中「(国の職員等となつたもの)」の下に「(これらの者に準ずるものとして政令で定める者を含む。)」を加え、「(当該外国政府又は法人に)」を「(当該特殊機関に勤務しなかつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において国の職員等となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二条に規定する未帰還者であると認められるものを含む。、当該外国政府又は法人に)」に改める。

第四百三十三條の四第二項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第四百三十三條の五第一項中「(合算した期間の下に(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間)」を加える。

第四百四十三條の十五中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

別表第二中「四八七、二〇〇円」を「五四五、〇〇〇円」に、「三三三、二〇〇円」を「三六六、〇〇〇円」に、「二二四、二〇〇円」を「二五四、〇〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第二條中地方公務員等共済組合法第七十八條第二項、第八十二條第三項、第九十三條第二項及び第三項並びに別表第四の改正規定並びに第三條中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三條第四項、第十三條第二項、第二十條第一項、第四十二條、第四百三十三條の四第二項、第四百三十三條の五第一項及び第四百三十三條の十五の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

(遺族の範囲に関する経過措置)

第二條 第二條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」といふ。)(第二條第一項第三号の規定は、昭和四十六年十月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日以前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。)(掛金に關する経過措置)

第三條 改正後の法第四十四條第三項及び第二十四條第四項の規定は、昭和四十六年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する経過措置)

第四條 次に掲げる規定は、昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付について、同年十一月分以後適用する。この場合においては、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」といふ。)(第五十四條の三第二項の規定を準用する。)

一 改正後の法

第七十八條第二項(第二百二條第三項、第二百二條及び附則第二十條第三項において準用する場合を含む。)

第八十二條第三項、第九十三條及び別表

第四(これらの規定を第二百二條において

準用する場合を含む。)

二 第三條の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」といふ。)

一 第十三條第二項(第五十五條第一項において準用する場合並びに第七十條、第九十二條及び第九十三條の規定によりその例によることとされる場合を含む。)

二 第四十二條(第五十五條第一項、第八十二條第二項、第九十三條第二項及び第九十九條第二項において準用する場合を含む。)

三 第四百三十三條の四第二項及び第四百三十三條の十五(これらの規定を第四百三十三條の十八において準用する場合を含む。)

2 地方公務員共済組合又は地方団体関係団体職員共済組合の組合員が昭和四十六年十一月一日前に退職した場合において、改正後の法第八十二條(同法第二百二條において準用する場合を含む。)(及び改正後の施行法第二十條第一項又は第四百三十三條の五第一項の規定を適用するものとなつた場合には、通算退職年金を支給すべきこととなる)ときは、これらの法律の規定により、昭和四十六年十一月分から、その者に通算退職年金を支給する。

3 改正後の施行法第四十一條(同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)(及び別表第二項の規定は、昭和四十六年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金について、同年十一月分以後適用する。この場合においては、改正後の施行法別表第二項の規定を適用するときは、同表中「五四五、〇〇〇円」とあるのは「五一〇、〇〇〇円」と、「三六六、〇〇〇円」とあるのは「三四五、〇〇〇円」と、「二五四、〇〇〇円」とあるのは「二四二、〇〇〇円」とする。

(恩給組合法例等の適用を受けた者の通算退職年金に關する経過措置)

第五條 恩給組合法例又は旧市町村職員共済組合

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

九三四

法がな効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三條第四項の規定により新たに恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金若しくは旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金を支給すべきこととなる者又はその額が増加することとなる者については、市町村職員共済組合が、恩給組合条例又は旧市町村職員共済組合法の規定の例により、昭和四十六年十一月分から、これらの通算退職年金に相当する年金を支給し、又はその額を改定する。

期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員(改正前の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む。以下同じ。))若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十六年九月三十日において改正前の施行法第七條第一項第四号又は第十條第四号若しくは第五号(これらの規定を同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。))の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五十五號附則第四十二條から第四十三條の二までの規定、これらに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長若本太郎君。

これまた全会一致をもって附帯決議を付することに決定いたしました。(拍手)
以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔若本太郎君登壇〕

○若本太郎君 ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

〔参照〕
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第二條のうち、第百四十四條及び第百四十四條の改正に関する部分を次のように改める。
第百四十四條第三項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。
第百七十四條第一項に次の二號を加える。
八 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四號)第一條に規定する地方住宅供給公社

2 前条第一項後段の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

2 前項の規定の適用に關して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に關する措置等について必要な事項は、政令で定める。

本案は、二月二十四日当委員会に付託され、四月二十八日秋田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査を行ない、本日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、地方住宅供給公社及び地方道路公社の職員に団体共済組合制度を適用する内容の修正案が提出され、古屋委員よりその趣旨説明を聴取した後、討論の申し出もなく、採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

九 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二號)第一條に規定する地方道路公社
第百四十四條第四項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。
第三條のうち、第百三十一條の改正に關する部分の次に次のように加える。
第百四十三條第一項第五号中「以下この章において」と「新法第百七十四條第一項第八号又は第九号に掲げる団体の職員である団体共済組合員にあつては、昭和四十六年十一月一日。以下この章において」に改める。
第三條のうち、第百四十三條の十五の改正に關する部分の次に次のように加える。
第百四十三條の二十、第二項中「施行日」を「昭和三十九年十月一日」に改める。
附則第一條ただし書中「第九十三條第二項及び第三項の下に、第百七十四條第一項を、」第四十二條の下に、「第百四十三條第一項」を加え、

2 前条第一項後段の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

2 前項の規定の適用に關して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に關する措置等について必要な事項は、政令で定める。

本案は、二月二十四日当委員会に付託され、四月二十八日秋田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査を行ない、本日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、地方住宅供給公社及び地方道路公社の職員に団体共済組合制度を適用する内容の修正案が提出され、古屋委員よりその趣旨説明を聴取した後、討論の申し出もなく、採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

九 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二號)第一條に規定する地方道路公社
第百四十四條第四項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。
第三條のうち、第百三十一條の改正に關する部分の次に次のように加える。
第百四十三條第一項第五号中「以下この章において」と「新法第百七十四條第一項第八号又は第九号に掲げる団体の職員である団体共済組合員にあつては、昭和四十六年十一月一日。以下この章において」に改める。
第三條のうち、第百四十三條の十五の改正に關する部分の次に次のように加える。
第百四十三條の二十、第二項中「施行日」を「昭和三十九年十月一日」に改める。
附則第一條ただし書中「第九十三條第二項及び第三項の下に、第百七十四條第一項を、」第四十二條の下に、「第百四十三條第一項」を加え、

2 前条第一項後段の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

2 前項の規定の適用に關して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に關する措置等について必要な事項は、政令で定める。

本案は、二月二十四日当委員会に付託され、四月二十八日秋田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査を行ない、本日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、地方住宅供給公社及び地方道路公社の職員に団体共済組合制度を適用する内容の修正案が提出され、古屋委員よりその趣旨説明を聴取した後、討論の申し出もなく、採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

九 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二號)第一條に規定する地方道路公社
第百四十四條第四項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。
第三條のうち、第百三十一條の改正に關する部分の次に次のように加える。
第百四十三條第一項第五号中「以下この章において」と「新法第百七十四條第一項第八号又は第九号に掲げる団体の職員である団体共済組合員にあつては、昭和四十六年十一月一日。以下この章において」に改める。
第三條のうち、第百四十三條の十五の改正に關する部分の次に次のように加える。
第百四十三條の二十、第二項中「施行日」を「昭和三十九年十月一日」に改める。
附則第一條ただし書中「第九十三條第二項及び第三項の下に、第百七十四條第一項を、」第四十二條の下に、「第百四十三條第一項」を加え、

2 前条第一項後段の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

2 前項の規定の適用に關して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に關する措置等について必要な事項は、政令で定める。

本案は、二月二十四日当委員会に付託され、四月二十八日秋田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査を行ない、本日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、地方住宅供給公社及び地方道路公社の職員に団体共済組合制度を適用する内容の修正案が提出され、古屋委員よりその趣旨説明を聴取した後、討論の申し出もなく、採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

九 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二號)第一條に規定する地方道路公社
第百四十四條第四項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。
第三條のうち、第百三十一條の改正に關する部分の次に次のように加える。
第百四十三條第一項第五号中「以下この章において」と「新法第百七十四條第一項第八号又は第九号に掲げる団体の職員である団体共済組合員にあつては、昭和四十六年十一月一日。以下この章において」に改める。
第三條のうち、第百四十三條の十五の改正に關する部分の次に次のように加える。
第百四十三條の二十、第二項中「施行日」を「昭和三十九年十月一日」に改める。
附則第一條ただし書中「第九十三條第二項及び第三項の下に、第百七十四條第一項を、」第四十二條の下に、「第百四十三條第一項」を加え、

2 前条第一項後段の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

2 前項の規定の適用に關して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に關する措置等について必要な事項は、政令で定める。

本案は、二月二十四日当委員会に付託され、四月二十八日秋田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査を行ない、本日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、地方住宅供給公社及び地方道路公社の職員に団体共済組合制度を適用する内容の修正案が提出され、古屋委員よりその趣旨説明を聴取した後、討論の申し出もなく、採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

九 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二號)第一條に規定する地方道路公社
第百四十四條第四項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。
第三條のうち、第百三十一條の改正に關する部分の次に次のように加える。
第百四十三條第一項第五号中「以下この章において」と「新法第百七十四條第一項第八号又は第九号に掲げる団体の職員である団体共済組合員にあつては、昭和四十六年十一月一日。以下この章において」に改める。
第三條のうち、第百四十三條の十五の改正に關する部分の次に次のように加える。
第百四十三條の二十、第二項中「施行日」を「昭和三十九年十月一日」に改める。
附則第一條ただし書中「第九十三條第二項及び第三項の下に、第百七十四條第一項を、」第四十二條の下に、「第百四十三條第一項」を加え、

九三五

九三六

第三十八条に次の一項を加える。

第五十條第一項第三号中「九万六千円」を「十万五千六百円」に改める。

第五十九条第二項中「死亡の當時」の下に「（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者にあつては

第六十条第二項中「九万六千円」を「十万五千六百円」に改める。

附則第十六條第二項に後段として次のように加える。

船員保険法の一部改正)

第四条第一項の表中

改める。

三十八歲以上六十歲未滿ノ兄弟姉妹

九三六

前項ノ規定ニ依リ職務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ一部ノ支給ヲ停止セラル

第一項ノ規定ニ依リ支給セラルル年金タル保險給付

支給スベキ遺族年金ニ在リテハ第五十条ノ二第一項第三号ロ又ハノ額ヲ合算シタル額ノ二倍ニ相

第二十七条ノ二第三項中「第三号」を「第四号」に改める。

第四十一條第一項第一號口中「四万八千円

第五十條第四号中「除ク」を「除キ失踪ノ宣言

第五十条ノ二第二項第二号口中「一万二千元」を「一万三千八百円」に改め、同項第三号口中「二万

二条 通算年金制度を創設するため

生まれた者にあつては、

厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四

附則第十七條第一項中「六年」を「十一年」に改める。

附則第十六條第三項中「四百円」を「四百六十円」に改め、同條第四項第一号中「四百円」を「四百六

附則第十六條第三項中「四百円」を「四百六十円」に改め、同條第四項第一号中「四百円」を「四百六

十四に、「十四万四千円」を「十六万五千六百円」に改める。

附則第十九条第一項中「六年」を「十一年」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第三十七條、第三十八條及び第六十四條第一項の改正規定、第二条中船員保険法第二十三條第一項の改正規定(同項中「祖父母」の下に「(第五十條第二項ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ付テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹トス」を加ふる部分に限る。並びに同法同条第二項及び第二十七條ノ二第三項の改正規定、第四条の規定並びに第五條中船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五十號)附則第十九條第一項の改正規定は公布の日から、第二条中船員保険法第四條第一項の改正規定は同年十月一日から施行する。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十六年十一月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、同年十月の標準報酬月額が十万円である者の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬額は、昭和四十六年十一月から昭和四十七年九月までの各月の標準報酬とする。

第三条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八號)附則第十一條第一項の規定により同項に規定する二以上の年金たる保険給付の支給を受ける者が他の年金たる保険給付(その全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く。)の受給権を有するに至つたときは、その者の選択により、この法律による改正後の厚生年金保険法第三十八條の規定にかかわらず、その者に、当該二以上の年金たる保険給付を支給し、当該他の年金たる保険給付の支給を停止する。

第四条 昭和四十六年十一月一日において現に厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、次条及び附則第六條に規定するものを除くほか、その額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第三十四條、第五十條及び第六十條の規定により計算した額とする。

第五条 昭和四十六年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を十六万五千円とし、その他の者の当該障害年金については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を十三万二千円とする。

2 年金の額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)が十三万二千円である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

3 厚生年金保険法第五十二條第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金

の額の改定について準用する。

第六条 昭和四十六年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。)を十萬五千六百円とする。

2 前項の規定は、昭和四十六年十一月一日以後において厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

第七条 前三條に規定する保険給付の額で昭和四十六年十月以前の月の分のも及び厚生年金保険の障害手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第八条 この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九條第一項の規定は、昭和四十六年十一月一日前に行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた被保険者であつた者の遺族についても、適用する。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八號)附則第二十九條第一項の規定により同項に規定する二以上の年金たる保険給付の支給を受ける者が他の年金たる保険給付(その全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く。)の受給権を有するに至つたときは、その者の選択により、この法律による改正後の船員保険法第二十三條ノ七の規定にかかわらず、その者に、当該二以上の年金たる保険給付を支給し、当該他の年金たる保険給付の支給を停止する。

第十条 この法律による改正後の船員保険法第二十三條ノ七第一項の規定により支給される年金たる保険給付が船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八號)附則第三項の規定によつて支給する従前の例による年金たる保険給付である場合には、この法律による改正後の同条第四項中「当該遺族年金ノ額ノ計算ノ基礎ト為リタル平均標準報酬月額ヲ用ヒテ第三十五條ノ例ニ依リ計算シタル額(被保険者タリシ期間ノ月數ガ百八十二滿タザルトキハ百八十シテ計算シタル額トス)ヨリ当該遺族年金ノ額(加給金ノ額ヲ除クモノトシ第五十條第三號ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ第五十條ノ二第一項第三號ロ及ハノ額ヲ合算シタル額ノ二倍ニ相当スル額トス)ヲ控除シタル額」とあるのは、「十三万七千二百八十円ヨリ当該従前ノ例ニ依ル年金タル保険給付ノ額(加給金又ハ増額金ノ額ヲ除ク)ヲ控除シタル額」とする。

第十一条 昭和四十六年十一月一日において現に老齢年金、通算老齢年金、障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、次条から附則第十五條までに規定するものを除くほか、その額を、それぞれ、この法律による改正後の船員保険法第三十五條(第三十九條ノ三)においてその例による場合を含む。、第四十一條及び第五十條ノ二並びにこの法律による改正後の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五十號)附則第十六條第三項及び第四項の規定により計算した額とする。

第十二條 昭和四十六年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第十六號)附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の船員保険法第三十五條

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案外二案

の規定に準じて計算した額とする。

第十三条 昭和四十六年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号）附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）が十三万九千二百円に満たないときは、これを十三万九千二百円とする。

第十四条 昭和四十六年十一月一日において現に職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金であつて、船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第七十二号）附則第二條第一項後段に規定するものについては、その額が当該廃疾の程度に応じ次の表に定める金額に満たないときは、同表に定める金額とする。

廃疾の程度	金額
一 級	一九八、六〇〇円
二 級	一八六、六〇〇円
三 級	一五六、〇〇〇円
四 級	一四六、四〇〇円
五 級	一三五、六〇〇円
六 級	一二一、二〇〇円
七 級	一〇五、六〇〇円

第十五条 昭和四十六年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金又は増額金の額を除く。）を十萬五千六百円とする。

第十六条 前五條に規定する保険給付の額で昭和四十六年十月以前の月分のもの及び船員保険の障害手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第十七条 この法律による改正後の船員保険法第二十三條第一項の規定は、昭和四十六年十一月一日前に行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた被保険者であつた者の遺族についても、適用する。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の経過措置）

第十八条 この法律による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第七條第一項又は附則第十三條第一項の規定により昭和四十六年十一月一日に厚生年金保険法第四十六條の三第一項又は船員保険法第三十九條ノ二第一項の通算老齢年金の受給権を取得した者に對する当該通算老齢年金は、同年十一月からその支給を始める。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

第十九条 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項前段」を「第一項前段」に、「前項後段」を「第一項後段」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項前段の規定により支給を停止されるべき障害年金が職務上の事由によるものであるときは、同項の規定にかかわらず、その額のうち、船員保険法第四十一条第一項第一号ロの額の二倍に相当する額に加給金の額を加えた額に相当する部分につき、支給を停止する。

第二十六条中「九万六千円」を「十萬五千六百円」に改める。

理 由

最近における経済事情の推移にかんがみ、厚生年金保険及び船員保険の年金額を引き上げる等兩制度について所要の改正を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

兒童手当法案

右 国会に提出する。

昭和四十六年二月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

兒童手当法

目 的

- 第一章 總則（第一条—第三条）
- 第二章 兒童手当の支給（第四条—第十七条）
- 第三章 費用（第十八条—第二十二條）
- 第四章 雜則（第二十三條—第三十一條）

附 則

第一章 總 則

（目的）

第一条 この法律は、兒童を養育している者に兒童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなす兒童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。

（受給者の責務）

第二条 兒童手当の支給を受けた者は、兒童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

（定義）

第三条 この法律において「兒童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「義務教育終了前の兒童」とは、十五歳に達した日の属する学年の末日以前の兒童をいい、同日以後引き続き中學校又は盲學校、聾學校若しくは養護學校の中学部に在

3 この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第二章 児童手当の支給
(支給要件)
第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が、日本国民であり、かつ、日本国内に住所を有するときに支給する。

一 義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。

2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第五条 児童手当は、前条第一項各号のいずれかに該当する者の前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前前年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。
(児童手当の額)
第六条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三千円に、支給要件児童のうち義務教育終了前の児童であるものの数(当該支給要件児童のすべてが義務教育終了前の児童である場合は、当該義務教育終了前の児童の数より二を減じた数とし、当該支給要件児童のうち義務教育終了前の児童でない児童が一人いる場合は、当該義務教育終了前の児童の数より一を減じた数とする。)を乗じて得た額とする。

2 前項の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。
(認定)
第七条 児童手当の支給要件に該当する者(以下「支給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。
(支給及び支払)
第八条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

4 児童手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支払すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。
(児童手当の額の改定)
第九条 児童手当の支給を受けている者につき、第六条第一項に規定する児童手当の額の算定の基礎となる数が増加するに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行なう。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 児童手当の支給を受けている者につき、第六条第一項に規定する児童手当の額の算定の基礎となる数が減じた場合における児童手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行なう。
(支給の制限)
第十条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の間に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十一条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。
(未支払の児童手当)
第十二条 児童手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、その者が監護していた支給要件児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。
(支払の調整)
第十三条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分については、同様とする。
(不正利得の徴収)
第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
(受給権の保護)
第十五条 児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。
(公課の禁止)
第十六条 租税その他の公課は、児童手当として支給を受けた金額を標準として、課することができない。
(公務員に関する特例)
第十七条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)については、この章の規定を適用する場合においては、第七条第一項中「住所地の市

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号

町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。下同)とあり、第八條第一項及び第十四條中「市町村長」と

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案外二案
あるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員	二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員	三 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第十九条、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第二十六条第一項又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第二十八条第一項に規定する職員(政令で定める職員を除く。以下同じ。下同)
--	--	---

当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。下同)の長(裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。下同)又はその委任を受けた者
当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者)
当該職員の所属する公共企業体(日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ。下同)の總裁又はその委任を受けた者

2 第七條第二項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同條第一項の規定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。
3 第一項の規定によつて読み替えられる第七條第一項の規定を受けた者については、第八條第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

第三章 費用

(児童手当に要する費用の負担)

第十八條 被用者(第二十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、組合員又は団体共済組合員をいう。以下同じ。)に対する児童手当の支給に要する費用は、その十分の七に相当する額を第二十條第一項に規定する拠出金をもつて、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2 被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。)に対する児童手当の支給に要する費用は、その六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の二に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。
3 次に掲げる児童手当の支給に要する費用は、それぞれ当該各号に定める者が負担する。
一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前條第一項の規定によつて読み替えられる第七條の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした国家公務員に対する児童手当の支給に要する費用 国
二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該都道府県
三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該市町村
四 公共企業体の總裁又はその委任を受けた者が認定をした職員に対する児童手当の支給に

要する費用 当該公共企業体
4 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に關する事務の執行に要する費用を負担する。
5 第一項又は第二項の規定による費用の負担については、第七條の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間(第二十六條第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間)は、当該認定の請求をした者(第二十六條第一項の規定による届出をした者にあつては、六月一日)における被用者又は被用者等でない者の区分による。
(市町村に対する交付)
第十九條 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八條第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ交付する。
2 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八條第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を交付する。
(拠出金の徴収及び納付義務)
第二十條 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用にあつては、次に掲げる者(以下「一般事業主」という。)から、拠出金を徴収する。
一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二条第一項に規定する事業主
二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十条第一項に規定する船舶所有者
三 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十八条に規定する学校法人等
四 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第五十五条第一項に規定

する農林漁業団体等
五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第二百三條第二項に規定する団体等
六 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)その他の政令で定める法律に規定する団体で政令で定めるもの
2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。
(拠出金の額)
第二十一條 拠出金の額は、前條第一項各号の法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる標準報酬、標準給与、給料又は俸給の月額(以下この条において「賦課標準」という。)に拠出金率を乗じて得た額の總額とする。
2 前項の拠出金率は、毎年度における被用者に対する児童手当の支給に要する費用の予想總額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想總額をもつて除して得た割合を基準として、厚生大臣が定める。
(拠出金の徴収方法)
第二十二條 拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。
2 前項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に關する政府の権限で政令で定めるものは、社会保険庁長官が行なう。
3 政府は、拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てに關する事務を、当該拠出金その他の法律の規定による徴収金の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。
4 前項の規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。
第四章 雑則
(時効)
第二十三條 児童手当の支給を受ける権利及び拠

出金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 児童手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 拠出金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

（不服申立てと訴訟との関係）

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は拠出金その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

（届出）

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている者は、厚生省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならぬ。

2 児童手当の支給を受けている者は、厚生省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七條の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類を提出しなければならない。

（調査）

第二十七条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、

児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（資料の提供等）

第二十八条 市町村長は、児童手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給資格者の資産又は収入の状況につき、郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（報告）

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七條の認定をする者は、厚生省令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、厚生大臣に報告するものとする。

（実施命令）

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

（罰則）

第三十一条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条第四項の規定は昭和

和四十六年七月一日から、附則第三条第一項及び附則第九条の規定は公布の日から施行する。

（児童手当の支給に関する暫定措置）

第二条 次の表の上欄に掲げる期間においては、

昭和四十七年一月一日から昭和四十八年三月三十一日まで

昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで

（認定の請求等に関する経過措置）

第三条 昭和四十七年一月一日において児童手当の支給要件に該当すべき者は、同日前において、同日にその要件に該当することを条件として、当該児童手当について第七條第一項（第十七條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとつた者が、昭和四十七年一月一日において、児童手当の支給要件に該当してゐるときは、その者に対する児童手当の支給は、第八条第二項の規定にかかわらず、同年一月から始める。

3 昭和四十七年一月一日において現に児童手当の支給要件に該当している者又は同日後同年二月二十九日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者が、同年三月三十一日までの間に第七條第一項（第十七條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、第八条第二項の規定にかかわらず、同年一月又はその者が児童手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

4 昭和四十七年一月及び二月の月分の児童手当は、第八条第四項本文の規定にかかわらず、同年三月に支払う。

（地方財政法の一部改正）

第四条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第八号の三を第八号の四とし、第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に次の一号を加える。

八の二 児童手当に要する経費

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第五条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 児童手当法（昭和四十六年法律第 号）

の定めるところによる公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員に対する児童手当の支給に要する経費

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第六条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五 児童手当法（昭和四十六年法律第 号）の定めるところによる公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員に対する児童手当の支給に要する経費

第四条第一項第一号及び第六条第一項中「義務教育終了前の児童」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童

昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童

昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童

昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童

昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童

昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童

昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童

昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童

昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案外二案

(住民基本台帳法の一部改正)

第七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七條中第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 児童手当の支給を受けている者

(児童手当法(昭和四十六年法律第 号)第七條の規定により認定を受けた受給資格者)をいう。第二十九條の二及び第三十七條第二項において同じ。については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの

第二十九條の次に次の一条を加える。

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例)

第二十九條の二 この法律の規定による届出をするべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを附記するものとする。

第三十七條第二項中「及び国民年金の被保険者」を、「国民年金の被保険者及び児童手当の支給を受けている者」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号を次のように改める。

第三十二 児童手当法(昭和四十六年法律第 号)

(厚生省設置法の一部改正)

第九條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第五十六号の五の次に次の一号を加える。

五十六の六 児童手当法(昭和四十六年法律第 号)の定めるところにより、児童手当の拠出金を徴収すること。

第十三條中第九号の二を第九号の四とし、第九号の次に次の二号を加える。

九の二 児童手当法を施行すること(社会保

險庁の所掌事務を除く。

九の三 厚生保険特別会計児童手当勘定の経理を行なうこと。

第二十九條第一項の表中児童手当審議会の項を削る。

第三十六條の三第一項中「国民年金事業」の下に「並びに児童手当事業の一部」を加える。

第三十六條の四中「第十三号まで」の下に「第五十六号の六」を加える。

第三十六條の六第五号中「厚生保険特別会計」の下に「(児童手当勘定を除く)」を加え、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 児童手当法に基づき、児童手当の拠出金を徴収すること。

附則第四項を削る。

理 由

家庭における児童の福祉を増進するため、児童を養育している者に対して児童手当を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

視能訓練士法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十六年三月二十四日

衆議院議長 船田 中殿 参議院議長 重宗 雄三

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 免許(第三條・第九條)

第三章 試験(第十條・第十六條)

第四章 業務(第十七條・第二十條)

第五章 罰則(第二十一條・第二十二條)

附則

第一章 總則

ことを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「視能訓練士」とは、厚生大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三條 視能訓練士になろうとする者は、視能訓練士国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生大臣の免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

(絶対的欠格事由)

第四條 目が見えない者、耳がきこえない者又は口がきけない者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五條 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、視能訓練士の業務に關し犯罪又は不正の行為があつた者

三 素行が著しく不良である者

四 精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかつている者

(視能訓練士名簿)

第六條 厚生省に視能訓練士名簿を備え、免許に關する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第七條 免許は、視能訓練士名簿に登録することによつて行なう。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、視能訓練士免許証を交付する。

(免許の取消し等)

第八條 視能訓練士が第四條の規定に該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2 視能訓練士が第五條各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて視能訓練士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、視能訓練士について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

4 第二項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前條の規定を準用する。

5 厚生大臣は、第一項又は第二項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。(政令への委任)

第九條 この章に規定するもののほか、免許の申請、視能訓練士名簿の登録、訂正及び消除並びに視能訓練士免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十條 試験は、視能訓練士として必要な知識及び技能について行なう。

(試験の実施)

第十一條 試験は、毎年少なくとも一回、厚生大臣が行なう。

(視能訓練士試験委員)

第十二條 試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生省に視能訓練士試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十三条 試験委員その他試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した視能訓練士養成所において、三年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令(大正七年内令第三十八号)に基づく大学又は厚生省令で定める学校若しくは養成所において二年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した視能訓練士養成所において、一年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 外国の視能訓練に關する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で視能訓練士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(不正行為の禁止)

第十五条 試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十六条 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続、受験手数料その他試験に關し必要な事項並びに第十四条第一号及び第二号の学

校又は視能訓練士養成所の指定に關し必要な事項は、省令で定める。

第四章 業務

(業務)

第十七条 視能訓練士は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行ふことを業とすることができ、

2 前項の規定は、第八条第二項の規定により視能訓練士の名称の使用の停止を命ぜられてゐる者については、適用しない。

(特定行為の制限)

第十八条 視能訓練士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める矯正訓練又は検査を行なつてはならない。

(秘密を守る義務)

第十九条 視能訓練士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。視能訓練士でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第二十条 視能訓練士でない者は、視能訓練士という名称又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第五章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

二 第十九条の規定に違反した者

2 前項第二号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による視能訓練士の名称の使用の停止命令に違反した者

二 第十八条又は第二十條の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(受験資格の特例)

2 視能訓練士として必要な知識及び技能を修得させる養成所であつて、厚生大臣が指定したものに於いて、この法律の施行の際に視能訓練士として必要な知識及び技能の修得をおえてゐる者又はこの法律の施行の際に視能訓練士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後におえた者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 この法律の施行の際に病院又は診療所において、医師の指示の下に、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を業として行なつてゐる者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、昭和五十一年三月三十一日までは、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができ、又は政令で定める者

二 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者

三 病院又は診療所において、医師の指示の下に、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を五年以上業として行なつた者

4 学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令に基づく大学又は厚生省令で定める学校若しくは養成所において二年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者については、前項第三号中「五年以上」とあるのは、「三年以上」と読み替へるものとする。

よる中等学校を卒業した者又は省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四条第一号及び附則第三項第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができ、とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

6 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号内イ③中「又は衛生検査技師」を、「衛生検査技師又は視能訓練士」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

7 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十九号の三中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は視能訓練士」に改める。

○副議長(荒瀬清十郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長倉成正君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○倉成正君 ただいま議題となりました三法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における経済事情の推移にかんがみ、応急的に年金額を引き上げる等の改正を行なうとするもので、そのおもな内容は、第一に、年金額のうち定額部分について、被保険者期間一月当たり現行の四百円から四百六十円に引き上げること。また、障害年金及び遺族年金の最低保障額を現行の九万六千円から十萬五千六百円に引き上げること。

第二に、現行の一万円から十万円までの二十八

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案外二案

採石法の一部を改正する法律案

九四四

等級であります標準報酬月額を、一万円から十三万四千円までの三十三等級に改めること。

第三に、女子に対する脱退手当金の特例措置の期限を五年間延長すること。

なお、本改正案は、船員保険についても、その年金部門について、厚生年金の改正に準じ、年金額の引き上げをはかるとともに、標準報酬等について同様の改正を行なうこととあります。

本案は、二月十六日本委員会に付託となり、五月七日の委員会において質疑を終了し、本日採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、児童手当法案について申し上げます。

本案は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなす児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とするもので、そのおもな内容は、

第一に、児童手当は、満十八歳未満の三人以上の児童を養育している者に対して、義務教育終了前の第三子以降の児童一人につき、月額三千円を支給すること。ただし、児童を養育している者の前年の所得が、政令で定める額以上であるときは支給しないこと。

第二に、児童手当の支給は市町村を通じて行なうこととし、児童手当支給に要する費用は、被用者の児童については、事業主の拠出金十分の七、国庫負担十分の二、都道府県及び市町村負担十分の一を、農業従事者その他自営業者の児童については、国庫負担三分の二、都道府県及び市町村負担三分の一をもってそれぞれ充てること。

なお、公務員及び公共企業体の職員に対する児童手当については、国、地方公共団体または公共企業体が直接支給することとし、その費用は、それぞれ支給者において全額負担とすること。

第三に、本制度の実施については、当初は、支給の対象となる児童の範囲を五歳未満の児童とし、昭和四十八年度からはこれを十歳未満の児童にまで引き上げ、昭和四十九年度から義務教育終了前の児童に及ぼすよう、段階的に実施すること。

なお、昭和四十六年度においては明年一月分から支給を開始すること。

本案は、二月二十五日本委員会に付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、視能訓練士法案について申し上げます。

本案は、視能訓練士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、医療の普及及び向上に寄与しようとするもので、そのおもな内容は、

第一に、視能訓練士とは、厚生大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示のもとに、両眼視機能に障害のある者に対する機能回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者とする。

第二に、視能訓練士になるためには、視能訓練士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならぬこととし、国家試験の受験資格を、文部大臣が指定した学校または厚生大臣が指定した養成所において、高等学校卒業等については三年以上、短期大学の卒業等については一年以上の視能訓練士として必要な知識、技能を修得した者に与えること。

なお、この法律の施行の際、現に病院または診療所において、医師の指示のもとに、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査業務に従事している者で、その業務に従事した期間が五年以上あること等の要件を満たした者には、

昭和五十一年三月三十一日までは受験資格の特例を認めること。

本案は、三月二十四日本委員会に付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

採石法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、商工委員長提出、採石法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(荒船清十郎君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

採石法の一部を改正する法律案を議題といたします。

採石法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

提出者
商工委員長 八田 貞義

採石法の一部を改正する法律
採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章 採石業(第三十二条、第三十四条)を

第一章 採石業
第一節 採石業者の登録(第三十二条、第三十三条) 雑則(第三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第三十二条の十三に、「第四十二条」を「第四十三条の八」に、「第四十二条」を「第四十二条の三」に、「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第一条中「制度を創設し」の下に、「岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し」を加える。

第三条中「行為は」の下に、「第三十二条の六第一項に規定する場合のほか」を加え、「岩石の採取の事業(以下「採石業」という。)を行なう者(以下「採石業者」という。)を削る。

第九条第一項中「省令」を「通商産業省令」に改める。

第十条第一項第三号中「採石業」を「岩石の採取(当該岩石の採取を行なう場所であつて当該岩石の採取に附随して行なう岩石の破砕及び破砕した岩石の洗浄を含む。以下同じ。)の事業(以下「採石業」という。))」に改める。

第十二条中「省令」を「通商産業省令」に改める。

第十六条第一項第二号中「保健衛生上害があり」を「他人に危害を及ぼし」に、「破壊し」を「損傷し」に改める。

第二十八条中「省令」を「通商産業省令」に改める。

る。

第三章第三十二条の前に次の節名を加える。

第一節 採石業者の登録

第三十二条及び第三十二条の二を次のように改める。

(登録)

第三十二条 採石業を行なおうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を行なおうとするときは通商産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を行なおうとするときは当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第三十二条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く採石業務管理者(以下「業務管理者」という。)の氏名
- 三 法人にあつては、その業務を行なう役員の名

2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第三十二条の四第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(登録及びその通知)

第三十二条の三 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三十二条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合は除くほか、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を採石業者登録簿に登録しなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定

定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第三十二条の四 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三十二条の二第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するときは、又は当該申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第三十二条の十第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 第三十二条の登録を受けた者(以下「採石業者」という。)であつて法人であるものが第三十二条の十第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日から三十日以内にその採石業者の業務を行なう役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- 四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前各号の一に該当する者があるもの
- 五 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第三号までに該当しないものを業務管理者として置いていない者

イ 採石業務管理者試験(以下「業務管理者試験」という。)に合格した者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する都道府県知事が認定した者

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録行政庁の変更の場合における経過措置等)
第三十二条の五 第三十二条の通商産業大臣の登録

昭和四十六年五月十四日 衆議院会議録第三十号

採石法の一部を改正する法律案

録を受けた者がその登録を受けた後一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなつて引き続き採石業を行なうとするときは、その日から三十日間は、当該登録は、なおその効力を有するものとする。その者がその期間内に同条の都道府県知事の登録を申請した場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する者は、同項前段に規定する場合に該当して第三十二条の都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第三十二条の都道府県知事の登録を受けた者は、その登録を受けた後次の各号の一に該当して引き続き採石業を行なうとする場合(次条第一項の規定により他の採石業者の地位を承継したことに次ぎの各号の一に該当して引き続き採石業を行なうとする場合を除く。)において第三十二条の通商産業大臣の登録又は都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

一 二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなつたとき

二 当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を設置することとなつたとき

(承継)

第三十二条の六 採石業者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その採石業者の地位を承継する。ただし、当該相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第三十二条の四第一項第一号から第四号までに該当しない者でない限り、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第三十二条の二第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

立した法人が第三十二条の四第一項第一号から第四号までの一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により採石業者の地位を承継した者は、次の各号の一に該当するときは、その承継に係る事業であつて第三十二条の都道府県知事の登録を受けたもの又は自ら同条の都道府県知事の登録を受けた事業について、その承継の時に同条の通商産業大臣の登録を受けたものとみなす。

- 一 第三十二条の通商産業大臣の登録を受けた者が同条の都道府県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき
- 二 第三十二条の都道府県知事の登録を受けた者が同条の通商産業大臣の登録又は他の都道府県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき
- 三 第三十二条の登録を受けていない者が、同時に、同条の通商産業大臣の登録を受けた者の地位及び同条の都道府県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき又は同条の都道府県知事の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき(その登録をした都道府県知事が同一であるときを除く。)

3 第一項の規定により採石業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出)
第三十二条の七 採石業者は、第三十二条の二第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 第三十二条の二第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(廃止の届出)
第三十二条の八 採石業者は、採石業を廃止した

業者は、当該認可に係る岩石採取場における岩

石の採取を引き続き六箇月以上休止しようとするとき、又は当該岩石の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

(認可の失効)

第三十三條の十一 第三十三條の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したとき、又は第三十二條の十第一項の規定によりその登録を取り消されたときは、当該廃止した岩石採取場に係る第三十三條の認可又は当該取り消された者に係る同条の認可は、その効力を失う。

(認可の取消し等)

第三十三條の十二 都道府県知事は、第三十三條の認可を受けた採石業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずることができ、

一 第三十三條の七第一項の条件に違反したとき。

二 第三十三條の八の規定に違反したとき。

三 第三十三條の九又は次条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第三十三條の認可を受けたとき。

(緊急措置命令等)

第三十三條の十三 都道府県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができ、

2 都道府県知事は、第三十二條の規定に違反して採石業を行なった者又は第三十三條若しくは第三十三條の八の規定に違反して岩石の採取を行なった者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設

置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができ、

(市町村長の要請)

第三十三條の十四 市町村長は、岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による要請があつたときは、必要な調査を行ない、その結果必要があると認めるときは、第三十三條の九又は前条の規定による措置その他必要な措置を講じなければならない。

第三十四條の前に次の節名及び三條を加える。

第三節 雑則

(標識の掲示)

第三十三條の十五 第三十三條の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場の見やすい場所に、通商産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の通商産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(譲渡した採石物の管理)

第三十三條の十六 第三十三條の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場に係る廃土又は廃石のたまり積したもののその他の通商産業省令で定める物件については、これを譲渡し、又は放棄した後であつても、当該認可に係る採取計画に従つて災害の防止に関する措置を講じなければならない。

(岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令)

第三十三條の十七 都道府県知事は、第三十三條の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、当該廃止した者に対し、当該廃止の日から二年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行なつたことにより生ずる災害を防止す

るため必要な設備をすることを命ずることができる。

第三章第三十四條の次に次の七條を加える。

(帳簿の備付け等)

第三十四條の二 採石業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(通商産業大臣への通報等)

第三十四條の三 都道府県知事は、第三十二條の通商産業大臣の登録又は他の都道府県知事の登録を受けた採石業者が第三十三條の規定に違反していると認めるとき、又は第三十三條の十二の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を通商産業大臣又は当該他の都道府県知事に通報しなければならない。

2 通商産業大臣は、第三十二條の十第一項の規定による処分をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を当該処分に係る採石業者の岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

3 都道府県知事は、第三十二條の十第一項の規定による処分をした場合において、当該処分に係る採石業者の岩石採取場が他の都道府県の区域内にあるときは、通商産業省令で定めるところにより、当該処分をした旨を当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

(聴聞)

第三十四條の四 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三十二條の十第一項又は第三十三條の十二の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に對し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害

関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服申立ての手續における聴聞)

第三十四條の五 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求(第三十八條に規定する審査請求を除く)又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く)は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(採石業者に対する指導及び助言)

第三十四條の六 通商産業大臣又は都道府県知事は、採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害を防止し、又は採石業の健全な発達を図るために必要な指導及び助言に努めるものとする。

(資料の提出の要求等)

第三十四條の七 通商産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(適用除外)

第三十四條の八 この章中業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は、採石業であつて、採取する岩石の種類及び用途、岩石の採取の方法、岩石の採取に従事する者の数等により岩石の採取に伴う災害の発生するおそれがないと認められるものとして政令で定める業態のものを行なう者については、適用しない。

2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第三十五條第二号中「廃土又は廃石」に

改める。

第三十六條第一項及び第三十六條の二第二項中「省令」を「通商産業省令」に改める。

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号 採石法の一部を改正する法律案

第三十八条中「通商産業局長の処分」の下に「(第四十二条の三の規定により通商産業大臣の委任を受けて行なう処分を除く。)」を加える。

第三十九条第一項中「第二十八条の決定」の下に「第三十三条の認可若しくは第三十三条の五第一項の認可を受けようとする者」を加える。

第四十条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

- 一 第三十二条の都道府県知事の登録を受けようとする者 一件につき 三千円
- 二 業務管理者試験を受けようとする者 一件につき 千五百円
- 三 第三十二条の四第一項第五号の規定による認定を受けようとする者 一件につき 千五百円
- 四 第三十三条の認可を受けようとする者 一件につき 三千円
- 五 第三十三条の五第一項の規定による変更の認可を受けようとする者 一件につき 千五百円

第三十二条の通商産業大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより、登録免許税を納付しなければならない。

第四十一条中「処分」の下に「(第四十二条の三の規定により通商産業大臣の委任を受けて行なう処分を除く。)」を加え、「省令」を「通商産業省令」に改める。

第四十二条第一項中「及び通商産業局長」を「通商産業局長又は都道府県知事」に、「採取場」を「岩石採取場」に改める。

第六章中第四十二条の次に次の二条を加える。

(国等に対する適用)

第四十二条の二 この法律の規定は、第三章第一節、第四十条及び次章の規定を除き、国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合においては、採石業を行なう国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもつて第三十三条の認可又は第三十三条の五の規定による変更の認可があつたものとみなす。

(権限の委任)

第四十二条の三 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行なわせることができる。

一項の規定による変更の認可に係る処分、第三十三条の九の規定による変更命令を加える。

第四十条の見出しを「登録免許税及び手数料」に改め、同条の表中第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号の次に次の五号を加える。

- 一 一件につき 三千円
- 二 一件につき 千五百円
- 三 一件につき 千五百円
- 四 一件につき 三千円
- 五 一件につき 千五百円

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十二条の規定に違反して採石業を行なつた者

二 第三十二条の十第一項、第三十三条の十第二項、第三十三条の十三第一項若しくは第二項又は第三十三条の十七の規定による命令に違反した者

三 第三十三条又は第三十三条の八の規定に違反して岩石の採取を行なつた者

四 第三十三条の十六の規定に違反して災害の防止に関する措置を講じなかつた者

第四十四条第一号中「第三十二条」を「第三十二条の七第一項」に改め、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十四条の二の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

一 第三十二条の五第二項若しくは第三項、第三十二条の六第三項、第三十二条の八、第三十三条の五第四項又は第三十三条の十の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十三条の十五の規定に違反した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の採石法(以下「旧法」という。)第三十二条第一項の規定による届出をして採石業を行なつてゐる者は、この法律の施行の日から二箇月間は、この法律による改正後の採石法(以下「新法」という。)第三十二条の登録を受けないで、従前の例により採石業を行なうことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により新法第三十二条の登録の申請をして登録を受けた者は、当該登録を受けた日から一箇月間は、新法第三十三条の認可を受けないで、従前の例により岩石の採取を行なうことができる。その者が当該期間内に同条の認可の申請をした場合において、認可又は不認可の処分があるまでの間も、同様とする。

第三条 この法律の施行の日から三年間は、業務管理者は、新法第三十二条の四第一項第五号イ及びロに掲げる者であることを要しない。

第四条 この法律の施行の際現に採石業を行なつてゐる国又は地方公共団体は、この法律の施行の日から三箇月間は、新法第三十三条の規定にかかわらず、岩石の採取を行なうことができる。

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項又は第二項の規定により従前の例によることとされる採石業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第六条 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の次に次の一号を加える。

十四の二 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十九条第一項の規定による異議を裁定すること(第十二号及び第十三号に掲げるものを除く。)

第二十五条第一項中「(昭和二十五年法律第二百九十一号)」を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十九号の二の次に次の一号を加える。

三十九の三 採石業者を登録すること。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十四号の二の次に次のように加える。

三十四の三 採石業者の登録	登録件数	一件につき三万円
採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条(登録)の通商産業大臣がする採石業者の登録		

理由

岩石の採取に伴う災害の現況にかんがみ、その災害を防止し、採石業の健全な発達を図るため、採石業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の趣旨弁明を許します。商工委員長八田貞義君。

(八田貞義君登壇)

○八田貞義君 たいだいま議題となりました採石法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、最近、岩石資源は、土木建設事業の活況と砂利資源の枯渇に伴いその重要性を増し、採石業の事業場数及び岩石の生産量は需要の増大に伴い著しく増加してまいりました。しかし、その反面、事業の実施に伴い土地の崩壊、流出、陥没あるいは飛び石、粉じん、騒音、汚水の発生等の事態も増大するに至り、これらの採石による災害の防止は各地において重大な問題となっております。

従来、採石による災害の防止につきましては、昭和三十八年の採石法の一部改正、昭和四十四年の通商産業省の省議決定による採石公害対策措置要綱等により対処してまいりましたが、必ずしも十分とは言いがたいので、最近の採石による災害の深刻な実情に対処するため、規制を強化することが必要であります。

本案は、このような実情にかんがみ、採石業者の登録制度、岩石採取計画の認可制度を創設し、かつ、その実効を期するため採石業に関する権限を通商産業局長から都道府県知事に移行しようとするものであります。そのおもな内容を申し上げます。

第一に、採石業を行なおうとする者は、通商産業大臣または都道府県知事の登録を受けなければ

ならないこと。また、その事務所ごとに、都道府県知事が行なう試験に合格した者等を採石業務管理者として置かなければならないこととあります。

第二に、採石業者は、岩石の採取を行なおうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、事前に都道府県知事の認可を受けなければならないこと。また、都道府県知事は、採取計画の認可後においても、その採取計画の変更を命ずることができるとあります。

第三に、採石業者は、廃土または廃石の堆積したものであります。これを譲渡または放棄したあとで災害防止に関する措置を講じなければならないこと。また、都道府県知事は、岩石の採取を廃止した者に対し、廃止の日から二年間は、その者が岩石の採取を行なうたことにより生ずる災害を防止するため、必要な設備をすることを命ずることができるとあります。

その他、都道府県知事の緊急措置命令、市町村長の都道府県知事に対する災害防止措置の要請、採石業者に対する通商産業大臣または都道府県知事の指導及び助言等について定めております。

以上がその趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○副議長(荒松清十郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

出席閣僚大臣

厚生大臣 内田 常雄君
農林大臣 倉石 忠雄君
通商産業大臣 宮澤 喜一君
自治大臣 秋田 大助君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律

(政府委員退任)

一、昨十三日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、去る十日付をもって厚生大臣官房会計課長上村一は厚生大臣官房参事官に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 中井徳次郎君

補欠 細谷 治嘉君

法務委員

辞任 細谷 治嘉君

補欠 中井徳次郎君

辞任 勝澤 芳雄君

補欠 八木 昇君

社会労働委員

八木 昇君

勝澤 芳雄君

辞任 八木 昇君

補欠 大原 亨君

八木 昇君

多田 時子君

大原 亨君

八木 昇君

予算委員

多田 時子君

渡部 通子君

辞任

細谷 治嘉君

補欠 中井徳次郎君

相沢 武彦君

渡部 通子君

中井徳次郎君

細谷 治嘉君

渡部 通子君

相沢 武彦君

議院運営委員

辞任 松本 善明君

補欠 林 百郎君

林 百郎君

松本 善明君

林 百郎君

松本 善明君

林 百郎君

松本 善明君

林 百郎君

松本 善明君

林 百郎君

松本 善明君

林 百郎君

松本 善明君

林 百郎君

松本 善明君

林 百郎君

松本 善明君

林 百郎君

松本 善明君

林 百郎君

松本 善明君

林 百郎君

松本 善明君

林 百郎君

松本 善明君

林 百郎君

松本 善明君

林 百郎君

松本 善明君

昭和四十六年五月十四日 衆議院会議録第三十号

採石法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号 議案に関する報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律案
(議案通知)

一、昨十三日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における農業事情の変化等にかんがみ、需要に即応した農業生産の推進に資するため、農作物共済の共済掛金の国庫負担方式の合理化等所要の改正を行なうとともに、農業共済基金の業務範囲について拡大を図るものとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 農業災害補償法の一部改正

1 農業共済団体の組織規定の整備
農業共済組合の区域の広域化及び総代会の権限の拡大等農業共済団体の組織関係規定の整備を行なうこと。

2 農作物共済の合理化

(1) 組合等は、農作物共済について、組合員等ごとに二割以上の被害があつた場合、共済金を支払う農家単位引受け方式を採用することができるとし、国は、この方式の円滑な実施に資するため、当分の間、この方式を実施する組合等に対し、一定額の補助金を交付することができるとすること。

(2) 農作物共済の共済掛金の国庫負担方式について、その合理化を図ること。

(3) 新規開田地等において耕作される水稲については、原則として、当分の間、引

き受けないものとする。

3 蚕繭共済の充実

蚕繭共済の共済目的の種類を春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の三種類とするともに、共済事故の拡充、単位当たり共済金額の限度の引上げ、料率改訂期間の短縮等を行なうこと。

4 家畜共済の改善

(1) 牛及び馬に係る共済掛金の国庫負担を引き上げるとともに、種豚についても新たに三分の一の共済掛金の国庫負担をすること。

(2) 疾病又は傷害により支払う共済金には、診療費の一部に相当する金額を含めないとすること。

(二) 農業共済基金法の一部改正

農業共済基金の業務として、組合等に対する資金の貸付け及び債務の保証の業務を追加する等の改善を図ること。

二 議案の修正議決理由

農業事情の変化等にかんがみ、農業共済団体の組織規定の整備、農作物共済の合理化、蚕繭共済の充実、家畜共済の改善等については、本案の措置は、おおむね妥当なものであると認め、農作物共済に係る共済掛金の国庫負担割合の改正に伴う農家負担の増加を緩和すること等については修正することを適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

農業保険費に必要な経費として昭和四十六年度一般会計予算に四百三十九億九百六十七万九千円が計上されている。

なお、本修正の結果必要とする経費は補助金の交付期間によつても異なるが、交付期間を三

年間とすれば、約三億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定により内閣を代表して倉石農林大臣から本修正案につき、「政府としては、事情やむを得ないものと考える。」

〔別紙〕

(農業災害補償法の一部改正)

第一条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項本文中「市町村」を「又は二以上の市町村」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「市町村の区域」を「この区域」に改める。

第十三条の二第二項中「牛又は馬に係る」を削り、「その三分の一」を「牛又は馬に係るものにあつてはその五分の二、種豚に係るものにあつてはその三分の一」に改め、同条第二項中「乳牛の雌及び第百十一条第一項の肉用牛」との養畜の業務の規模を「乳牛の雌に係る養畜の業務の規模」に改め、「範囲内にあるもの」の下に「又は組合員等でその営む第百十一条第一項の肉用牛に係る養畜の業務の規模が政令で定める最高規模以下のものを加え、政令の定めるところにより、当該養畜の業務の規模に應じ、その五分の二又は」を「その」に改め、同条第三項を次のように改める。

国庫は、主として自給飼料以外の飼料により乳牛の雌を飼養する組合員等であつて政令で定める基準に該当するものが当該乳牛の雌に係る第百十一条の五の包括共済関係に関し支払うべき共済掛金については、その三分の一に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を負担する。

第十三条の二第四項中「牛又は馬に係る」を削り、「死亡」とさつによる死亡を除く。以下同じ。及び廃用による損害に対応する部分の三分の一を「牛又は馬に係るものにあつてはその五分の二、種豚に係るものにあつてはその三分の一」に改める。

第十六条第一項中「但し」を「ただし」に、「及び夏秋蚕繭」を、「初秋蚕繭及び晩秋蚕繭」に改め、同条第二項中「左の」を次の「に」、「但し」を「ただし」に、「若しくは夏秋蚕繭」を、「初秋蚕繭若しくは晩秋蚕繭」に、「前項但書」を「前項ただし書」に改め、同条第三項中「若しくは夏秋蚕繭」を、「初秋蚕繭若しくは晩秋蚕繭」に、「第一項但書」を「第一項ただし書」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会は、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従ひ、定数の定めるところにより、その組合員に対して、当該組合員の組合員等の数に基づき、二個以上の議決権及び役員を選挙権を与えることができる。

第二十三条第七項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「乃至第四項」を「から第四項まで」に改める。

第三十条第三項中「候補者の推薦」の下に「又は立候補」を加える。

第三十一条第四項中「行」を「行なり」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、定数の定めるところにより、

旨の意見が述べられた。
右報告する。

昭和四十六年五月十三日

農林水産委員長 草野一郎平

衆議院議長 船田 中殿

(小字及び一は修正)

投票を省略することができる。

第三十一条第五項中「一人」の下に「(第十七条第二項の規定によりその組合員に対して二個以上の選挙権を与える農業共済組合連合会にあつては、選挙権一個)を加え、同項の次に次の一項を加える。

定款で定める投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合、当該候補者)を当選人とする。

第四十二条の次に次の二条を加える。

第四十二条の二 農業共済団体は、参事を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

参事の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

参事については、商法第三十八条第一項及び第三項並びに第三十九条から第四十二条まで並びに商業登記法(昭和三十一年法律第五号)第五十一条から第五十三条までの規定を準用する。

第四十二条の三 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。前項の規定による書面の提出があつたときは、理事は、当該参事の解任の可否を決しなければならない。

理事は、前項の可否を決する日の七日前までに当該参事に対して第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

第四十三条第一項中「左の二」を「次の二」に改め、同項第二号中「事務費を」第八十七条第一項(第百三十二条において準用する場合を含む)若しくは第三項又は第八十七条の二第二項の規定による賦課金に改め、同条第二項を削る。

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 農業共済団体の解散

三 農業共済組合の合併

第四十五条の二 第一項本文中「代るべき」を「代わるべき」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第四項前段中「第四十三條第二項及び第四十四條並びに民法第六十四條及び第六十六條の規定」を「總會に關する規定」に、「乃至第八項」を「から第九項まで」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

總會に關する規定は、前項の規定にかかわらず、總會の選挙及び解散の議決をすることができない。

第四十六条第二項を削る。

第四十八条第二項を削る。

第五十一条第三項中「第四十三條第二項」を「第四十四條の二」に改める。

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号 議案に關する報告書

第八十四条第一項中「因つて」を「よつて」に改め、同項第一号中「因る」を「よる」に改め、同項第二号中「及び夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭及び晩秋蚕繭」に、「噴火に因る災害及び病虫害」を「噴火による災害、火災、病虫害及び獣害」に、「に因る災害及び病虫害に因る」を「による災害及び病虫害による」に改め、同項第三号中「死亡」の下に「(と殺による死亡を除く。以下同じ)」を加える。

第八十五条第十項及び第八十五条の二第三項中「第四十三條第二項」を「第四十四條の二」に改める。

第八十五条の二第二項中「第八十七條の二」を「第八十七條の三」に改める。

第八十七條の二第二項中「前条第一項若しくは第三項」を「第八十七條第一項若しくは第三項若しくは前条第一項」に改め、同条を第八十七條の三とし、第八十七條の次に次の一条を加える。

第八十七條の二 第一百二條第一項の無事故調整金を交付する組合等は、定款等の定めるところにより、その交付に充てる費用を組合員等に賦課することができる。

前項の規定による賦課金の賦課については、前条第二項の規定を準用する。

第八十八條中「共済掛金若しくは」を「共済掛金」に改め、「第三項」の下に「若しくは第八十七條の二第一項」を加え、「払戻を受ける権利」を「払戻しを受ける権利、第百二條第一項の無事故調整金の交付を受ける権利」に、「行わない」を「行なわない」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第九十条中「又は第三項」を「若しくは第三項又は第八十七條の二第二項」に、「以て」を「もつて」に改める。

第一百条中「行ふ」を「行なう」に改め、「次条」の下に「及び第百二條第二項」を加え、「終」を「終り」に、「命令を」を「省令」に改める。

第一百二條中「責を」を「責め」に、「命令を」を「省令」に、「共済掛金の一部に相当する金額を払い戻すこと」ができる「を」その支払つた共済掛金に相当する金額の範囲内において一定の金額を無事故調整金として交付することができる「に」改め、同条に次の一項を加える。

無事故調整金を交付する組合等は、その交付に充てるため、省令の定めるところにより、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み立てなければならない。

第一百六條第一項を次のように改める。

第一百六條 第一項 農作物共済の共済金額は、政令で指定する共済目的の種類に係るものにあつては次の各号のいずれかに掲げる金額であつて組合等が定款等で定めるものとし、その他の共済目的の種類に係るものにあつては第一号に掲げる金額とする。

一 共済目的の種類ごと及び共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該共済目的の種類に係る第九十九条第五項の規定により定められる基準収獲量の百分の七十に相当する数を乗じて得た金額

二 共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員等が当該共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとの当該共済目的の種類に係る第九十九条第五項の規定により定められる基準収獲量の合計の百分の八十に相当する数を乗じて得た金額

第一百六條第二項中「前項」を「前項第一号及び第二号」に、「単位当たり」を「単位当たり」に改め、同条第四項中「単位当たり」を「単位当たり」に、「二分の一」を「百分の六十」に改める。

第一百八條第五項中「五年」を「三年」に改める。

第一百九條第一項中「農作物共済」を「次項に規定する農作物共済以外の農作物共済」に改め、「い

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号 議案に関する報告書

の改訂は、同条第五項の規定にかかわらず、昭和四十九年において行なうものとする。

[1215] 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第九項及び第十項を削り、第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とし、第十三項を第十一項とする。

(農業共済再保険特別会計法の一部改正)

[1316] 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「補助金」の下に「並ニ農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)附則第九項ノ補助金」を加える。

第二十一條中「農業災害補償法第五十條の二第一項」を「農業災害補償法第五十條の三第一項」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

[別紙]

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の運用にあたり、本制度が農業経営の安定的発展に一層寄与するよう左記各項の実現に遺憾なきを期するべきである。

記

一 家畜共済における共済掛金の国庫負担割合をさらに改善するとともに、損害防止事業の強化、獣医師の待遇改善について特段の考慮を払ふこと。

二 農業共済基金は、会員等に対する業務資金について融資が行なえるよう所要の措置を講ずること。

三 果樹保険の本格実施にあつては、農家の意向を十分に反映するよう努めるとともに、掛金に対する国庫負担の増額等所要の措置を講ずること。

四 畑作、肉豚、鶏及び施設園芸等の新規共済について早急にその制度化を図ること。

五 米の生産調整による賦課金の減収等の実情にかんがみ、農業共済団体等の事務費国庫負担金の増額等所要の措置を講ずること。

右決議する。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十五年に実施した地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて改定するほか、遺族年金の受給資格者た

る遺族の範囲の拡大、退職年金等の最低保障額の引上げ等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 恩給制度の改正に伴う事項

(1) 地方公務員共済組合が支給する地方公務員等共済組合法(以下「法」という。)の規定による年金について、昭和四十五年十月に実施した年金額改定の基礎である給料の増額率一・八八九六四を昭和四十六年十月から二・〇九〇七六(昭和四十六年一月から同年九月までについては一・九二八七六)に改め、その額を引き上げるものとする。

(2) 公務による廢疾年金及び遺族年金について、恩給法の規定による増加恩給の額の改定措置に準じ、その最低保障額を引き上げるものとする。

(3) その他恩給制度の改正に伴い、所要の措置を講ずるものとする。

2 その他事項

(1) 遺族給付を受けることができる遺族の範囲を拡大するものとする。

(2) 年金の最低保障額を厚生年金保険法の改正に準じて引き上げるものとし、既退職者の最低保障額についても同様の措置を講ずるものとする。

(3) 通算退職年金の定額部分を厚生年金保険法の改正に準じて引き上げるものとする。

(4) 高齢者に対する通算退職年金の支給要件を厚生年金保険法の改正に準じて緩和する。

(5) 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の限度額を十八万五千円に引き上げるものとする。

(6) 地方団体関係団体職員共済組合が支給する法の規定による年金について、地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じ、その額を引き上げるものとする。

(7) その他規定の整備を図るものとする。

3 施行期日

前記の措置は、昭和四十六年十月一日から施行するものとする。ただし、2の(2)から(4)までに

ついては同年十一月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

恩給制度の改正に伴う所要の措置等を講じようとする本案の趣旨は適当と認めるが、地方住宅供給公社及び地方道路公社の職員について団体共済組合制度を適用する必要があるが、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十六年五月十四日

衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中、「子、父母、孫及び祖父母で、」を「並びに子、父母、孫及び祖父母で」に

地方行政委員長 菅 太郎

(小字及び一は修正)

改める。

第七十八條第二項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第八十二條第三項中「九万六千円」を「十一万四千円」に改める。

第九十三條第二項及び第三項中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第一百零四條第三項及び第一百零四條第四項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。

第七十四條第一項に次の二号を加える。

八 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社

九 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社

第一百零四條第四項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。

第二百五條第三項中「含む」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 団体等は、団体共済組合員が団体共済組合に対して支払うべき第二百二條の四第一項第四号の貸付金に係る償還金があるときは、当該団体共済組合員に支給すべき給与から当該償還金に相当する金額を控除して、これを当該団体共済組合員に代わつて団体共済組合に払い込まなければならない。

附則第十一條第五項中「承継するものとする」を「承継するものとし、当該一部事務組合を組織していた市町村は、当該一部事務組合の解散の日前に係る同項各号に掲げる費用で市町村職員共済組合に払込みがされていないもの及び同日以後に係る同項第二号に掲げる費用を自治省令で定めるところにより負担するものとする」に改める。

附則第三十六條の見出し中「廃置分合」を「廃置分合等」に改め、同条中「廃置分合に伴う組合の」を「廃置分合その他これに準ずる処分に伴う組合又は共済会の」に改める。

附則第三十七條の見出し中「長期給付」を「給付等」に改め、同条中「組織している市が」の下に「指定都市職員共済組合を設立することとなつたとき、又は」を加える。

附則第四十條の次に次の一条を加える。

(組合等が行なう事業の特例)

第四十條の二 組合(連合会を含む。次項において同じ。)又は団体共済組合は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、地方公務員又は団体職員の家計として分譲する住宅の建設及び分譲その他の事業を行なうことができる。

2 組合又は団体共済組合は、前項の規定により行なう事業に係る経理については、福祉事業に係る経理と区分しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定により行なう事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第四の下欄中「一六五、六〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一三五、六〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇五、六〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四項を次のように改める。

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号 議案に関する報告書

4 前項第二号又は第三号に掲げる者に対する恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金については、恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定中次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるとおり改正されたものとして、同項の規定を適用する。

一 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号。以下この項において「法律第七十八号」という。)による改正前の法律第百八十二号附則第十九條第三項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定 当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第七十八号による改正後の法律第百八十二号附則第十九條第三項の規定と同様に改正されたものとする。

二 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号。以下この項において「法律第 号」という。)による改正前の法律第百八十二号附則第十九條第一項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定 当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第 号による改正後の法律第百八十二号附則第十九條第一項の規定と同様に改正されたものとする。

三 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)による改正前の国の新法第七十九條の二第三項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定 当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第 号による改正後の国の新法第七十九條の二の規定と同様に改正されたものとする。

第三條の三第一項第五号中「昭和四十五年法律第九十九号」を「昭和四十六年法律第 号」に改める。

第七條第一項第四号中「(当該外国政府又は法人に勤務する前の条例在職年が退職料の最短期間年金に達している者を除く。)」を削り、「(当該外国政府職員又は外国特殊法人職員であつた期間を除く。)」を「(当該外国政府又は法人に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において職員となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第二条に規定する未帰還者であると認められるもの(第十條第四号において「海外にあつた未帰還者である」と認められる期間」という。)を含む。)のうち年金条例職員期間及び恩給公務員である職員であつた期間を除いた期間」に改める。

第十條第四号中「勤務していた期間」の下に「(海外にあつた未帰還者であると認められる期間を含む。)」を加え、同条第五号中「職員となつたもの」の下に「(これらの者に準ずるものとして政令で定める者を含む。)」を加え、「(当該外国政府又は法人に)」を「(当該特殊機関に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において職員となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留家族等援護法第二条に規定する未帰還者であると認められるものを含む。、当該外国政府又は法人に)」に改める。

第十三條第二項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第二十條第一項中「合算した期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間)」を加える。

第四十一條中「十三万五千四百八十六円」を「十六万四千四百六十円」に改める。

九五五

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号 議案に関する報告書

九五六

第四十二条中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第五十七条第二項中「同条第九項」の下に「又は第十項」を加える。

第二百二十四条第一項中「昭和二十八年法律第六十一号」を削る。

第三百三十一條第二項第二号中「勤務していた期間」の下に「(当該外国政府又は法人に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において職員となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二條に規定する未帰還者であると認められるものを含む。)」を加え、同項第三号中「国の職員等となつたもの」の下に「(これらの者に準ずるものとして政令で定める者を含む。)」を加え、「(当該外国政府又は法人に)」を「(当該特殊機関に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において国の職員等となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二條に規定する未帰還者であると認められるものを含む。、当該外国政府又は法人に)」に改める。

第四百三十三條第一項第五号中「以下この章において」を「新法第七十四條第一項第八号又は第九号に掲げる団体の職員である団体共済組合員にあつては、昭和四十六年十一月一日、以下この章において」に改める。

第四百三十三條の四第二項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第四百三十三條の五第一項中「合算した期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間)」を加える。

第四百三十三條の十五中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第四百三十三條の二十二第一項中「施行日」を「昭和三十九年十月一日」に改める。

別表第二中「四八七、二〇〇円」を「五四五、〇〇〇円」に、「三三三、二〇〇円」を「三六六、〇〇〇円」に、「二二四、二〇〇円」を「二五四、〇〇〇円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法第七十八條第二項、第八十二條第三項、第九十三條第二項及び第三項、並びに別表第四の改正規定並びに第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三條第四項、第十三條第二項、第二十條第一項、第四十二條、○第四百三十三條の四第二項、第四百三十三條の五第一項及び第四百三十三條の十五の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

○及び第四百三十三條の二十二第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○及び第四百三十三條の二十二第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

○第四百三十三條第一項

(恩給組合条例等の適用を受けた者の通算退職年金に関する経過措置)

第五條 恩給組合条例又は旧市町村職員共済組合法がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三條第四項の規定により新たに恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金若しくは旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金を支給すべきこととなる者又はその額が増加することとなる者については、市町村職員共済組合が、恩給組合条例又は旧市町村職員共済組合法の規定の例により、昭和四十六年十一月分から、これらの通算退職年金に相当する年金を支給し、又はその額を改定する。この場合において、新たに支給されることとなるこれらの通算退職年金に相当する年金は、改正後の法又は改正後の施行法の規定の適用については、恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金とみなす。

前條第一項後段の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち外国政府職員期間等を有する者に関する経過措置)

第六條 この法律の施行の際、現に普通恩給、退職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金(以下「普通恩給等」といふ)を受ける権利を有し、かつ、第三條の規定による改正前の施行法(以下「改正前の施行法」といふ)第七條第一項第四号の期間(同法第百三十一條第一項の規定により同号の期間に該当するものとされる期間を含む)又は第十條第四号若しくは第五号の期間(同法第百三十一條第二項第二号又は第三号の期間を含む)で恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第百三十一號)による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百五十五號)以下「改正後の法律第百五十五號」といふ。附則第四十二條から第四十三條の二までの規定又はこれらに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部又は一部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員(改正前の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む)をいふ。以下同じ)若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十六年九月三十日において改正前の施行法第七條第一項第四号又は第十條第四号若しくは第五号(これらの規定を同法第五十五條第一項において準用する場合を含む)の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五號附則第四十二條から第四十三條の二までの規定、これらに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

2 前項の規定の適用に關して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に關する措置等に関する事項は、政令で定める。

(厚生保険特別会計からの交付金)
第八條 政府は、厚生保険特別会計の獨立金のうち、改正後の施行法第四十三條の二第一項の規定により団体共済組合員期間に算入されることとなつた地方住宅供給公社又は地方道路公社の職員である団体共済更新組合員(改正後の施行法第百四十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいふ)の厚生年金保険法(昭和二十九法律第百五十五號)による厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、昭和四十六年十一月一日から二年内に厚生保険特別会計から地方団体共済組合員共済組合に交付するものとする。

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号 議案に關する報告書

第九條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「昭和四十二年及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五十五號)附則第十二條」を「昭和四十二年及び以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五十五號)附則第十二條、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第百三十一號)附則第八條」に改める。

第十條 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一號)の一部を次のように改正する。

附則に次の一條を加ふる。
第十二條 前二條の規定は、昭和四十六年十月三十一日において団体(地方公務員等共済組合法第百七十四條第一項第八号又は第九号に掲げるものに限る)の職員であつた者で同年十一月一日に地方団体共済組合員共済組合の組合員となつたものについて準用する。

〔別紙〕

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公務員共済制度の改善について、特に左の諸点に検討を加え、すみやかにその実現をはかるべきである。

一 遺族年金の支給要件については、他の公的年金制度との均衡を考慮してその緩和措置を講ずること。

二 年金制度施行前における市町村の吏員又は雇傭人であつた期間で地方公務員共済制度の施行日に引き続いていないものについては、すみやかに職員期間として組合員期間に通算する措置を講ずること。

三 退職年金等のスライド制については、退職公務員の生活の安定をはかるため、早急にその具體的な運用基準を定め、その実施措置を講ずること。

四 地方議会議員の年金制度については、その健全化をはかるための措置を検討すること。

五 在籍専従期間の満了に伴い公務員の身分を失つた場合、その者について諸共済制度との関連を考慮しつゝ、医療給付の激変をさけるための措置を検討すること。

(一) 船員保険法(年金部門)の一部改正に關する

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における經濟事情の推移にかんがみ、厚生年金保険及び船員保険の年金額を引き上げるとともに、女子に対する脱退手当金の特例措置を延長する等所要の改正を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 厚生年金保険法の一部改正に關する事項
1 年金額のうち定額部分について、被保険者期間一月あたり四百円を四百六十円(被保険者期間二十年の場合現行の九万六千円(月額八千円)を十一万四千四百円(月額九千二百円)に引き上げること。

2 障害年金及び遺族年金の最低保障額を現行の九万六千円(月額八千円)から十五万五千六百円(月額八千八百円)に引き上げること。

3 現行の一万円から十万円までの二十八等級であつた標準報酬月額を一万円から十三万四千円までの三十三等級に改めること。

4 女子に対する脱退手当金の特例措置の期限を五年間延長すること。

5 失踪宣告による死亡の場合の遺族年金の支給要件及び高齢者に対する通算老齢年金の支給要件並びに二以上の年金のうち一が遺族年金である場合の併給調整をそれぞれ緩和すること。

事項

- 1 老齢年金の定額部分の額を現行の九万六千円(月額八千円)から十一万四千円(月額九千二百円)に引き上げること。
- 2 職務外の事由による障害年金及び遺族年金の最低保障額を現行の九万六千円(月額八千円)から十万五千六百円(月額八千八百円)に引き上げること。
- 3 職務上の事由による障害年金及び遺族年金の額に含まれる職務外相当分について、前記1に準じて所要の引上げを行なうこと。
- 4 現行の一万二千円から十三万四千円までの三十二等級であつた標準報酬月額を一万二千円から十五万円までの三十四等級に改めること。
- 5 女子に対する脱退手当金の特例措置、失踪宣告による死亡の場合の遺族年金の支給要件及び高齢者に対する通算老齢年金の支給要件について、厚生年金保険に準じた改正を行なうこと。
- 6 二以上の年金のうち一が遺族年金である場合及び二以上の年金のうち一が職務上の事由による年金である場合の併給調整を緩和するとともに、職務上の遺族年金を受けける遺族の範囲に兄弟姉妹を含めること。

(三) 施行期日

改正法は、昭和四十六年十一月一日から施行すること。ただし、脱退手当金の特例措置の延長は公布の日から、船員保険の標準報酬月額の上限の引上げは同年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近における経済事情の推移にかんがみ、厚生年金保険及び船員保険の年金額を引き上げる等両制度について所要の改正を行なうことは、時宜に適するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

1 厚生年金保険

昭和四十六年度厚生保険特別会計(厚生省所管)の年金勘定において、標準報酬月額の改正による収入増は百二十七億三千八百三十四万五千円、保険給付改正による支出増は七十三億四千九百六十五万四千円、保険給付改正による一般会計よりの受入れは十三億七千四百七十七万円の見込みである。

2 船員保険

昭和四十六年度船員保険特別会計(厚生省所管)の年金部門において、標準報酬月額の改正による収入増は九千五百四十五万六千円、保険給付改正による支出増は九千八百六十五万五千円、保険給付改正による一般会計よりの受入れは二千六百八十七万二千円の見込みである。

右報告する。

昭和四十六年五月十四日

社会労働委員長 倉成 正

衆議院議長 船田 中蔵

(別紙)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

- 一 年金額については、さらに増額するとともに、物価の上昇、生活水準等を十分勘案してすみやかにスライド方式の確立に努めること。
- 一 積立金の運用については、被保険者の福祉が最優先するようにするとともに、拠出者の意向が十分反映するよう民主的な運用に努めること。
- 一 五人未満事業所の従業員に対する厚生年金保険の適用については、他の社会保険制度との関連も考慮しつつ、すみやかにこれが実現するよう努力すること。

努力すること。

なお、日雇労働者に対しては、その雇用の実態を勘案し、これが適用についても引き続き検討すること。

児童手当法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とするもので、その要旨は、次のとおりである。

- 1 児童手当は、十八歳未満の児童が三人以上いる場合、義務教育終了前の第三子以降の児童一人につき、月額三千円を当該児童を養育している者に対して支給するものとする。
- 2 児童手当は、1に該当する者の前年の所得が、政令で定める額(扶養親族五人の場合、前年の収入二百万円)以上であるときは、支給しないものとする。
- 3 児童手当には、租税その他の公課は課さないものとする。
- 4 児童手当の支給を受けようとする者は、住所地の市町村長の認定を受けなければならないものとする。
- 5 市町村長は、認定を受けた者に対して、児童手当を支給するものとする。
- 6 児童手当は、毎年二月、六月及び十月の三期にそれぞれの前月までの分を支払うものとする。
- 7 被用者に対して支給する児童手当の財源負担は、事業主拠出金十分の七、国庫十分の二、都道府県十分の〇・五及び市町村十分の〇・五とする。
- 8 農業従事者その他自営業者等に対して支給する児童手当の財源負担は、国庫六分の四、

都道府県六分の一及び市町村六分の一とする。

9 事業主の拠出金の徴収は、厚生年金保険の保険料等の例により政府が行なうものとする。

10 公務員及び公共企業体の職員に対する児童手当については、国、地方公共団体又は公共企業体が直接支給し、その費用は、それぞれ支給者において全額負担すること。

11 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行すること。ただし、支給の対象となる第三子以降の児童は、当初は五歳未満の児童とし、昭和四十八年度から十歳未満の児童とし、昭和四十九年度から義務教育終了前の児童とするよう段階的に実施すること。

二 議案の可決理由

児童を養育している者に対して児童手当を支給することにより、家庭における児童の福祉の増進を図ることは、時宜に適するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十六年度一般会計予算(厚生省所管)に児童手当国庫負担金として三十億六千八百四十六万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十六年五月十四日

社会労働委員長 倉成 正

衆議院議長 船田 中蔵

(別紙)

児童手当法案に対する附帯決議

政府は、児童手当制度の創設の経緯とその重要性にかんがみ、次の事項につき、すみやかに検討し、改善を図るべきである。

- 一 児童意章の精神にのっとり、児童の福祉の増進を期するため、さらに児童手当制度の充実を

図るとともに、児童福祉対策の大幅な拡充に努めること。

二 児童手当の額は、児童養育費の増進の傾向を勘案して、今後さらに引き上げるよう努めるとともに、その改訂の時期については他の社会保険制度との関連を考慮すること。

三 支給要件児童の十八歳未満という制限は、一定程度以上の心身の障害のある児童については、これを緩和することを検討すること。

四 第三子以降の児童となつてゐる支給対象児童は、将来できるだけ早急に拡大するよう努めること。

五 児童収容施設に収容されてゐる措置児童について、児童手当の支給要件児童とするよう努めること。

六 児童手当の支給についての所得制限をさらに緩和すること。

七 児童手当の認定、支払等については、生活の実情に即して、その運用について万全を期すること。

八 特別児童扶養手当の支給の対象となる障害の範囲を拡大するよう努めること。

視能訓練士法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、両眼視機能に障害のある者に対する機能回復訓練に従事する専門技術者の果たす役割が重要であることにかんがみ、新たに視能訓練士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 定義

「視能訓練士」とは、厚生大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者

をいうこと。

2 免許

視能訓練士にならうとする者は、視能訓練士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないこと。

3 受験資格

視能訓練士国家試験は、高等学校卒業で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した養成所において、三年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したものの他これと同等以上の知識及び技能を有する者でなければ受けることができないこと。

4 業務

1 視能訓練士は、保健婦助産婦看護婦法の規定にかかわらず、診療の補助として両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とすることができること。

2 視能訓練士でない者は、視能訓練士という名称又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないこと。

5 附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行すること。

2 この法律の施行の際現に病院又は診療所において、医師の指示の下に、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を業として行なつてゐる者であつて、その業務に従事した期間が五年以上あること等の要件をみたしたものは、昭和五十一年三月三十一日まで試験を受けることができること。

二 議案の可決理由

視能訓練士の資格を新たに定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、医療の普及及び向上に寄与することは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十六年度一般会計予算（厚生省所管）に視能訓練士関係経費として九十八万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十六年五月十四日

社会労働委員長 倉成 正

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

視能訓練士法案に対する附帯決議
政府は、リハビリテーションの重要性にかんがみ、特に次の事項について、その実現に努力すべきである。

一 視能訓練士その他のリハビリテーション関係医療従事者の養成確保に努め、あわせてその処遇の改善を図ること。

一 リハビリテーション関係施設の整備拡充に努めること。

昭和四十六年五月十四日 衆議院會議録第三十号

九六〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円

(配達料共)

所 行 発

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四一(大代)